

第13回通常総会 招集ご通知

2022年2月1日

電力広域的運営推進機関

2022年2月1日

会 員 各 位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理 事 長 大 山 力

第13回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の第13回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の開催に際しまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会会場に人が集まる形式を避けて開催したく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

他方、総会は会員の皆様に対して、本機関の活動についてお時間をいただき説明をさせていただく数少ない場でございます。前回同様下記について取り組んでまいります。

- ①事前に議案についての説明動画を配信させていただきます。
- ②事前に議案への質問を受け付け、当日、ご質問を可能な限り回答いたします。
- ③本総会はインターネット中継を行います。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2022年2月28日（月曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれては書面）により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2022年3月1日（火曜日）午前10時30分

2. 場 所 電力広域的運営推進機関 会議室
（東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

会員の皆様の感染リスクを避けるため、特別のご事情がある場合を除きご来場をお控えいただければ幸いです。なお、事前質問の受付・インターネット中継については、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

3. 目的事項

議決事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 業務規程一部変更の件
- 第3号議案 2022年度事業計画の件
- 第4号議案 2022年度予算決定の件
- 第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件

以上

-
- 1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
 - 2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 - 3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2022年2月21日（月曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 - 4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

(別添)

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の内容

定款の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

電気事業法等の改正に対応するためとなります。

第2号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙2のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

電気事業法等の改正に対応するためとなります。

第3号議案 2022年度事業計画決定の件

2022年度の事業計画について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

第4号議案 2022年度予算決定の件

2022年度の予算について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款一部変更の件、業務規程一部変更の件、2022年度事業計画決定及び2022年度予算決定）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙5のとおり、変更いたします。なお、本件は2022年1月31日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

電気事業法等の改正に対応するためとなります。

定款一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更

【該当条文：第5条第8号の2～第8号の4、

第36条第5項第11号、第56条の4、

第61条の2～第61条の4（新設）】

- ・本機関は、再生可能エネルギー電気特措法に係る交付金（供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金）の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理並びにFIT及びFIPに係る入札業務を行う旨規定
- ・本機関は、借入れ又は機関債の発行をすることができ、それらに係る債務について政府の保証を求めることができる旨、業務上の余裕金、解体等積立金及び納付金を運用することができる旨規定

2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更

2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更

【該当条文：第24条、第55条（変更）】

- ・本機関の総会において、配電事業者は送配電事業者グループ、特定卸供給事業者は発電事業者グループに分類する旨規定
- ・配電事業者の議決権は、従来、一般送配電事業者に配分していた議決権を、全一般送配電事業者と全配電事業者の総需要電力量の比率に基づきそれぞれに配分したうえで、各会員平等に配分する等規定
- ・特定卸供給事業者の議決権は、発電事業者グループの総議決権を発電事業者とあわせて各会員平等に配分する旨規定
- ・本機関は、配電事業者及び特定卸供給事業者に対し他の会員と同様に会費を課す旨並びに配電事業者に対し一般送配電事業者と同様に特別会費を課す旨規定

2-2. その他、各種関連規定の変更

【該当条文：第3条、第7条～第11条、第43条、第55条の2、第56条、第56条の3（変更）】

- ・ 関連規定において、新たに配電事業者・特定卸供給事業者を適切に位置付けるべく、各事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に合わせ
て変更

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
平成27年4月1日施行 令和4年2月1日変更	平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更
定款	定款
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点の下線)		変 更 後 (変更点の下線)	
(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年5月1日変更 令和2年7月8日変更 令和3年2月1日変更 令和3年4月16日変更		(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年5月1日変更 令和2年7月8日変更 令和3年2月1日変更 令和3年4月16日変更 <u>令和4年2月1日変更</u>	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）		
(目的) 第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。 (業務内容) 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～八（略） (新設) 八の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条の2第2項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）及び再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。 (新設) 八の三 再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定による解体等積立金の管理を行うこと。 (新設) 八の四 再生可能エネルギー電気特措法第7条第10項の規定による入札を実施すること。 九・十（略）	(用語) 第7条（略） 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～五（略） 六 「送電系統」とは、一般送配電事業者、<u>送電事業者又は配電事業者</u>たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。 七 「地内基幹送電線」とは、<u>一般送配電事業者</u>たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級（<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧</u>）の送電線をいう。 八（略） 九 「広域連系系統」とは、次のアからエまでに掲げる流通設備をいう。 ア・イ（略） ウ 一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級（<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧</u>）の母線 エ 一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級を連系する変圧器（<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外。</u>） 十～十四（略）	(目的) 第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、<u>配電事業者又は特定送配電事業者</u>たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。 (業務内容) 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～八（略） 八の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条の2第2項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）及び再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。 八の三 再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定による解体等積立金の管理を行うこと。 八の四 再生可能エネルギー電気特措法第7条第10項の規定による入札を実施すること。 九・十（略）	(用語) 第7条（略） 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～五（略） 六 「送電系統」とは、一般送配電事業者、<u>送電事業者又は配電事業者</u>たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。 七 「地内基幹送電線」とは、<u>一般送配電事業者</u>たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級（<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧</u>）の送電線をいう。 八（略） 九 「広域連系系統」とは、次のアからエまでに掲げる流通設備をいう。 ア・イ（略） ウ 一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級（<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧</u>）の母線 エ 一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級を連系する変圧器（<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外。</u>） 十～十四（略）	(資格) 第8条 本機関の会員の資格を有する者は、次の各号の電気事業者に限る。 一・二（略） 三 <u>配電事業者</u> 四～六（略） 七 <u>特定卸供給事業者</u>

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
(加入) 第9条（略） 2 本機関に加入する手続をとった者は、次の各号に掲げる電気事業者の区分にしたがって、同号に掲げる日をもって、会員たる地位を取得する。 一 （略） 二 一般送配電事業者及び送電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日 三 特定送配電事業者及び発電事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日 3 （略） (脱退) 第10条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったときは、本機関の会員たる地位を喪失する。 一～三 （略） (新設) 四 法第2条の8第1項の届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 五・六 （略） (新設) 七 法第27条の25第1項の届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合 八 法第27条の29において準用する法第27条の25第1項の届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 (新設) 九 （略） 2 （略） (会員の責務) 第11条（略） 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。 一～三 （略） 四 法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善すると認めるときに、業務規程で定めること。 3 （略） (議決権の配分) 第24条 会員の議決権は、議決権を有する会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。 一 送配電事業者グループ（一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者である者）	(加入) 第9条（略） 2 本機関に加入する手続をとった者は、次の各号に掲げる電気事業者の区分にしたがって、同号に掲げる日をもって、会員たる地位を取得する。 一 （略） 二 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日 三 特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日 3 （略） (脱退) 第10条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったときは、本機関の会員たる地位を喪失する。 一～三 （略） 四 法第27条の12の8第1項から第3項までの規定により法第27条の12の2の許可が取り消された場合 五 法第2条の8第1項の規定による届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 六・七 （略） 八 法第27条の12の13において準用する法第14条第1項の許可（配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 九 法第27条の25第1項の規定による届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合 十 法第27条の29において準用する法第27条の25第1項の規定による届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 十二 法第27条の32において準用する法第27条の25第1項の規定による届出（特定卸供給事業の廃止に係るものに限る。）をする場合 十二 （略） 2 （略） (会員の責務) 第11条（略） 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。 一～三 （略） 四 法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業、配電事業者たる会員が営む特定送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善すると認めるときに、業務規程で定めることにより行う指示に従うこと。 3 （略） (議決権の配分) 第24条 会員の議決権は、議決権を有する会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。 一 送配電事業者グループ（一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者であ		

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
		二 小売電気事業者グループ	小売電気事業者、登録特定送配電事業者
		三 発電事業者グループ	発電事業者、特定卸供給事業者
		(理事会の構成・役割)	
		第36条（略）	
		2～4（略）	
		5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。	
		一～十（略）	
		（新設）	
		十二～十九（略）	再生可能エネルギー電気特措法に基づき本機関が行う業務に関する事項
		(評議員会の設置)	
		第43条（略）	
		2（略）	
		3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。	
		一・二（略）	
		三 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項	
		四～七（略）	
		(特別会費)	
		第55条 一般送配電事業者たる会員は、毎年度、特別会費を納入しなければならない。	第55条 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、 <u>その事業の開始以後において、毎年度、特別会費を納入しなければならない。</u>
		2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第59条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等に基づいて、理事会の議決により定める。	2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第59条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等为基础として、理事会の議決により定める。
		3（略）	3（略）
		(容量拠出金)	
		第55条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。	第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。
		2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するため必要な情報を求めることができる。	2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。
		3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。	3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。
		4（略）	4（略）
		5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。	5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。
		(電源入札拠出金)	
		第56条 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、電源入札等に係る拠出金（以下「電源入札拠出金」という。）を求めることができる。	第56条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し、電源入札等に係る拠出金（以下「電源入札拠出金」という。）を求めることができる。
		2（略）	2（略）
		3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。	3 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
(災害等扶助拠出金) 第5 6 条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用のための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。 2 （略） 3 一般送配電事業者たる会員は、第1 項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。		(災害等扶助拠出金) 第5 6 条の3 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てたるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。 2 （略） 3 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、第1 項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。	
		(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金) 第5 6 条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第3 1 条第1 項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員から、納付金を徴収する。 2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第3 8 条第1 項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法1 5 条の3 の規定により算定した額が零を下回った場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者たる会員から、その下回った額の納付金を徴収する。	
		(借入金及び広域的運営推進機関債) 第6 1 条の2 本機関は、法第2 8 条の5 2 第1 項の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。	
(新設)		(政府保証) 第6 1 条の3 本機関は、法第2 8 条の5 3 の規定により、前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる。	
(新設)		(余裕金並びに解体等積立金及び納付金の運用) 第6 1 条の4 本機関は、法第2 8 条の5 4 各号に掲げる方法により、業務上の余裕金を運用することができる。 2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第1 5 条の1 5 の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、解体等積立金を運用することができる、再生可能エネルギー電気特措法第4 1 条において準用する再生可能エネルギー電気特措法第1 5 条の1 5 の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再生可能エネルギー電気特措法第3 1 条第1 項及び再生可能エネルギー電気特措法第3 8 条第1 項の納付金を運用することができる。	
(新設)		附則（令和 年 月 日） （施行期日） 第1 条 この定款は、令和4 年4 月1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更

【該当条文：第64条の3、第18章（新設）】

- ・本機関は、再生可能エネルギー電気特措法に係る交付金（供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金）の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理並びに FIT 及び FIP に係る入札業務を行う旨規定
- ・本機関は、納付金の徴収等に関する業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受ける等規定

2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更

【該当条文：第2条、第19条、第20条、第23条、第28条、第29条、第32条、第32条の2、第32条の8、第32条の9、第32条の11、第32条の12、第32条の20、第32条の21、第32条の25、第32条の27、第32条の28、第32条の31、第32条の34、第32条の35、第35条、第51条、第64条、第68条の2、第69条、第71条、第73条、第74条、第75条、第81条、第82条、第89条、第97条～第101条、第103条、第106条、第107条、第111条、第113条、第114条、第116条、第118条、第123条、第126条、第131条、第132条、第144条、第144条の2、第152条、第153条、第157条、第175条、第176条の7、第176条の9、第176条の10、第179条、第181条、第182条、別表11-1（変更）】

- ・関連規定において、新たに配電事業者・特定卸供給事業者を適切に位置付けるべく、各事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に合わせ

て変更

3. 供給計画関係規定の変更

【該当条文：第32条（変更）】

- ・ 会員から提出された供給計画に記載された情報のうち、一般送配電事業者の託送料金に係る原価の算定に必要な情報を、当該一般送配電事業者に共有する旨規定

4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更

【該当条文：第190条の2（削除）】

- ・ 本機関のインバランス集計業務に係る規定を削除

以上

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 令和 年 月 日 変更 業務規程	平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 令和 年 月 日 変更 業務規程

業務規程

電力広域的運営推進機関

業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点の下線)		変 更 後 (変更点の下線)
(変更履歴)		(変更履歴)
平成27年4月1日施行		平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更		平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更		平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更		平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更		平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更		平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更		平成29年9月6日変更
平成30年4月1日変更		平成30年4月1日変更
平成30年6月29日変更		平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更		平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更		平成31年4月1日変更
令和元年7月1日変更		令和元年7月1日変更
令和2年2月1日変更		令和2年2月1日変更
令和2年3月30日変更		令和2年3月30日変更
令和2年7月8日変更		令和2年7月8日変更
令和2年10月1日変更		令和2年10月1日変更
令和3年4月1日変更		令和3年4月1日変更
令和3年4月16日変更		令和3年4月16日変更
令和3年7月1日変更		令和3年7月1日変更
令和4年2月1日変更		令和4年2月1日変更
		令和 年 月 日変更

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
三十四～ <u>四十二</u> （略） <u>四十三</u> 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する翌日取引において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。 <u>四十四</u> 「需給調整市場」とは、一般送配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。		三十五～ <u>四十三</u> （略） <u>四十四</u> 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する翌日取引において、市場分断が発生した場合に、一般送配電事業者たる会員の供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。 <u>四十五</u> 「需給調整市場」とは、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。	
（需要想定要領の策定） 第 19 条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。 一～六（略）		（需要想定要領の策定） 第 1 9 条 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。 一～六（略）	
（需要想定及び需要想定要領の検証） 第 2 0 条 本機関は、供給区域需要の実績に関し、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。 一～三（略） 2 本機関は、前項の規定により提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。 一・二（略） 三 一般送配電事業者たる会員の行った検証の考え方及び検証方法 四（略）		（需要想定及び需要想定要領の検証） 第 2 0 条 本機関は、供給区域需要の実績に関し、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。 一～三（略） 2 本機関は、前項の規定により提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。 一・二（略） 三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の行った検証の考え方及び検証方法 四（略）	
（全国の需要想定の方針） 第 2 3 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員の供給区域需要の想定を受け、その妥当性を確認する。 2（略） 3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認め、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直し後の需要想定を求め、その妥当性を確認する。 4 本機関は、毎年 1 月末日までに、第 2 項及び第 3 項の規定において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定を公表する。 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を公表する。		（全国の需要想定の方針） 第 2 3 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から、当該会員の供給区域需要の想定を受け、その妥当性を確認する。 2（略） 3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認め、当該供給区域の一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直し後の需要想定を求め、その妥当性を確認する。 4 本機関は、毎年 1 月末日までに、第 2 項及び第 3 項の規定において妥当性を確認した全ての一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定を公表する。 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要想定を公表する。	
（供給計画の取りまとめ等） 第 2 8 条（略） 2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。 一（略） 二 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必要な対策に関する事項（以下「需給バランス評価」という。） 三（略） 3（略）		（供給計画の取りまとめ等） 第 2 8 条（略） 2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。 一（略） 二 全国及び一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必要な対策に関する事項（以下「需給バランス評価」という。） 三（略） 3（略）	
（供給計画の送付及び公表等）		（供給計画の送付及び公表等）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。 一 各供給区域及び全国の供給力について、需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者における供給力の改善に向けた方策と見直し 二 各供給区域及び全国の需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性 三 （略） 2 本機関は、毎年3月末日までに、供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、各供給区域及び全国の需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果を公表する。 3 （略）	（供給計画等に関する情報の共有） 第32条 本機関は、一般送配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者たる会員と共有する。 一～三 （略） 2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考慮される情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。 3 （略） （新設）	第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。 一 各一般送配電事業者たる会員の供給区域及び全国の供給力について、需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者における供給力の改善に向けた方策と見直し 二 各一般送配電事業者たる会員の供給区域及び全国の需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合で、本機関及び会員その他の電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性 三 （略） 2 本機関は、毎年3月末日までに、供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、各一般送配電事業者たる会員の供給区域及び全国の需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果を公表する。 3 （略）	（供給計画等に関する情報の共有） 第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。 一～三 （略） 2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考慮される情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。 3 （略） 4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考慮とされる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。 一 最大電力供給計画表 二 電力量供給計画表 三 電気の取引に関する計画書 四 発電所の開発等についての計画書 （容量オークション） 第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供する電気の供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。 一・二 （略） （電源等情報の登録申込みの受付） 第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、一般送配電事業者た

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
な情報（以下「電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。 （電源等情報の審査及び登録完了の通知） 第3 2 条の9 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、必要な情報の提供を求める。 3・4 （略）	（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知） 第3 2 条の1 1 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、必要な情報の提供を求める。 3・4 （略）	る会員の供給区域その他必要な情報（以下「電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。 （電源等情報の審査及び登録完了の通知） 第3 2 条の9 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 （略）	
		（容量確保契約の締結結果の公表等） 第3 2 条の2 0 （略） 2 （略） 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報（以下「容量提供事業者情報」という。）を提供する。 4 本機関は、前条第3 項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。	
		（追加オークションの実施判断） 第3 2 条の2 1 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 （略）	
		（追加オークションの実施判断） 第3 2 条の2 1 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 （略）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
二 メインオークションの実需給年度における供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力 2～6 （略）	二 メインオークションの実需給年度における供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力 2～6 （略）	二 メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力 2～6 （略）	
		（電源等リストの審査及び登録完了の通知） 第32条の25 （略） 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～5 （略） 6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報を提供する。	
（実効性テストの実施日程の調整） 第32条の27 本機関は、前条第1項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。 （実効性テストの実施日程の報告の受領） 第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者等と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。 2 （略）	（実効性テストの実施日程の調整） 第32条の27 本機関は、前条第1項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者及び配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者等」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。 （実効性テストの実施日程の報告の受領） 第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者等と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。 2 （略）	（実効性テストの実施日程の調整） 第32条の27 本機関は、前条第1項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者及び配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者等」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。 （実効性テストの実施日程の報告の受領） 第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者等と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。 2 （略）	
		（実効性テスト結果の審査） 第32条の31 （略） 2 本機関は、協力一般送配電事業者等に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。	
（アセスメントの実施） 第32条の34 （略） 2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者たる会員に求めることができる。 3 （略）	（アセスメントの実施） 第32条の34 （略） 2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者たる会員に求めることができる。 3 （略）	（アセスメントの実施） 第32条の34 （略） 2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に求めることができる。 3 （略）	
		（容量確保契約に基づく交付） 第32条の35 （略） 2 本機関は、定款第55条の2の規定により一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。	
（電源入札等の検討の開始） 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。 一 （略） 二 一般送配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合 三・四 （略） 2 （略）	（電源入札等の検討の開始） 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。 一 （略） 二 一般送配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合 三・四 （略） 2 （略）	（電源入札等の検討の開始） 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。 一 （略） 二 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合 三・四 （略） 2 （略）	
		（計画策定プロセスの開始） 第51条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。	

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
る。 一 本機関が、次のア又はイの観点に基づく、送配電等業務指針で定める検討開始要件に該当すると認めた場合 ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点 イ (略) 二 電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点 イ・ウ (略) 三 (略) (計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い) 第6 4 条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。 (新設)	る。 一 本機関が、次のア又はイの観点に基づく、送配電等業務指針で定める検討開始要件に該当すると認めた場合 ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、一般送配電事業者たる会員の供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点 イ (略) 二 電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点 イ・ウ (略) 三 (略) (計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い) 第6 4 条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。 (系統設置交付金の交付) 第6 4 条の3 本機関は、第6 1 条の3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第2 8 条第1 項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）を交付する。 2 本機関は、系統設置交付金を交付するに当たり、事業実施主体である一般送配電事業者又は送電事業者たる会員から、毎年度、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の設置に要した費用及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。 3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。 4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第2 9 条第1 項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。 5 本機関は、第2 項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和4 0 年大蔵省令第1 5 号）別表第1 又は別表第2 に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4 項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2 項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して当該年度の早期に交付する。 (送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付) (送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付)

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第68条の2（略） 2（略） 3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。		第68条の2（略） 2（略） 3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。	
（事前相談の検討） 第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者（以下、この章において「一般送配電事業者」という。）たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 一～三（略） 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。		（事前相談の検討） 第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、 <u>連系先</u> となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下、この章において「一般送配電事業者等」という。）に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 2 本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 一～三（略） 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。	
（継続検討） 第71条 本機関は、継続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。 2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、継続検討の受付を行い、一般送配電事業者たる会員に継続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、継続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で継続検討の受付を行う。 一 前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合 二（略） 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 一～九（略） 4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。 （一般送配電事業者たる会員が受け付けた継続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い） 第73条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が受け付けた継続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。 2（略） （継続検討の要否確認） 第74条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含む。）を行う場合において、特定系統連系希望者から継続検討の要否の確認を受けた場合、一般送配電事業者たる会員に対して、継続検討の要否の確認を依頼する。 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当		（継続検討） 第71条 本機関は、継続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨を通知する。 2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、継続検討の受付を行い、一般送配電事業者等に継続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、継続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で継続検討の受付を行う。 一 前項の通知を受けた一般送配電事業者等から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合 二（略） 3 本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 一～九（略） 4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。 （一般送配電事業者等が受け付けた継続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い） 第73条 本機関は、一般送配電事業者等から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者等が受け付けた継続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者等が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。 2（略） （継続検討の要否確認） 第74条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含む。）を行う場合において、特定系統連系希望者から継続検討の要否の確認を受けた場合、一般送配電事業者等に対して、継続検討の要否の確認を依頼する。 2 本機関は、一般送配電事業者等から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性につ	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる<u>会員</u>に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。 3 本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。 （電源接続案件一括検討プロセスの要請） 第7 5 条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。 2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。	いて確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。 3 本機関は、一般送配電事業者等の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。 （電源接続案件一括検討プロセスの要請） 第7 5 条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。 2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の意見を聴取する。	（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等） 第8 1 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第6 8 条第1 項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2 節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。 （接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等） 第8 2 条 本機関は、一般送配電事業者等から送配電等業務指針に定める接続検討の回答内容を踏まえ踏まえたと上で、再度の接続検討（以下「再接続検討」という。）を行う旨の通知を受けたときは、再接続検討の申込みの受付を行う。 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第6 8 条第1 項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2 節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。 （電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第8 9 条 本機関は、想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者たる会員から、意見を聴取する。 （契約申込みに伴う回答内容の確認） 第9 7 条 本機関は、本機関が第7 2 条第1 項及び第8 2 条第2 項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込み	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
を受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般送配電事業者たる<u>会員</u>に再検討を求め。本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。 3 本機関は、前各項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる<u>会員</u>に通知する。	（一般送配電事業者たる<u>会員</u>が受け付けた案件の確認、検証） 第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる<u>会員</u>に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。 2（略） （系統アクセス業務の申込み及び回答様式） 第99条 本機関は、本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者たる<u>会員</u>が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。 2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者たる<u>会員</u>と事前に協議を行うものとする。 （受付・回答状況の取りまとめ） 第100条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から、当該<u>会員</u>における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。 2（略） （業務改善） 第101条 本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。 一・二（略） 三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者たる<u>会員</u>が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例 四（略） （必要な協力の要請） 第103条 本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。 （需給状況の監視の対象） 第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 <u>会員の需給状況に関する事項</u> ア 小売電気事業者たる<u>会員</u>及び特定送配電事業者たる<u>会員</u>（登録特定送配電事業者に限る。）の需要及び供給力の確保に関する状況	（一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認、検証） 第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者等に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。 2（略） （系統アクセス業務の申込み及び回答様式） 第99条 本機関は、本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。 2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>と事前に協議を行うものとする。 （受付・回答状況の取りまとめ） 第100条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>から、当該<u>会員</u>における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。 2（略） （業務改善） 第101条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。 一・二（略） 三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例 四（略） （必要な協力の要請） 第103条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。 （需給状況の監視の対象） 第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 <u>会員の需給状況に関する事項</u> ア 小売電気事業者及び特定送配電事業者たる<u>会員</u>（登録特定送配電事業者に限る。）の需要及び供給力の確保に関する状況	た場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般送配電事業者等に再検討を求め。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。 3 本機関は、前各項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者等に通知する。 （一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認、検証） 第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者等に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。 2（略） （系統アクセス業務の申込み及び回答様式） 第99条 本機関は、本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。 2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>と事前に協議を行うものとする。 （受付・回答状況の取りまとめ） 第100条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>から、当該<u>会員</u>における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。 2（略） （業務改善） 第101条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。 一・二（略） 三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例 四（略） （必要な協力の要請） 第103条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる<u>会員</u>その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。 （需給状況の監視の対象） 第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 <u>会員の需給状況に関する事項</u> ア 小売電気事業者及び特定送配電事業者たる<u>会員</u>（登録特定送配電事業者に限る。）の需要及び供給力の確保に関する状況

[illegible]

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
指示を行う。 一・二（略） 三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能性を算出し、本機関に通知する。なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域ごとの送電可能性を通知する。 四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能性を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。 ア（略） イ 振替供給に際して、經由する供給区域の数が少ないもの ウ・エ（略） オ 発電設備の存する供給区域の系統容量の大きいもの 五（略） 2（略）	指示を行う。 一・二（略） 三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能性を算出し、本機関に通知する。なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域ごとの送電可能性を通知する。 四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能性を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。 ア（略） イ 振替供給に際して、經由する供給区域の数が少ないもの ウ・エ（略） オ 発電設備の存する供給区域の系統容量の大きいもの 五（略） 2（略）	よらずに第111条第1項の指示を行う。 一・二（略） 三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能性を算出し、本機関に通知する。なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域に発電設備を有する会員は、一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの送電可能性を通知する。 四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能性を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。 ア（略） イ 振替供給に際して、經由する一般送配電事業者たる会員の供給区域の数が少ないもの ウ・エ（略） オ 発電設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの 五（略） 2（略）	（下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順） 第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足の一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。 一～三（略） 四 本機関は、前号の規定により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能性を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。 ア（略） イ 振替供給に際して、經由する一般送配電事業者たる会員の供給区域の数が少ないもの ウ～オ（略） 五（略） 2（略）

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
		ことができる。	
（本機関の指示又は要請の一般送配電事業者たる会員への通知） 第118条　本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。 （指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額） 第123条　本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他のに係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間 定する。 2 （略） 3　本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、<u>第20章</u>の規定により調停する。		（本機関の指示又は要請の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員への通知） 第118条　本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。 （指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額） 第123条　本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他のに係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。 2 （略） 3　本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、<u>第21章</u>の規定により調停する。	
（運用容量の設定） 第126条 （略） 2　本機関は、前項の規定により公表した検討条件に関し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行うときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。 3～5 （略）		（運用容量の設定） 第126条 （略） 2　本機関は、前項の規定により公表した検討条件に関し、他の一般送配電事業者たる会員の供給区域からの電気の調達又は他の一般送配電事業者たる会員の供給区域への電気の販売を行うおととする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。 3～5 （略）	
（短周期広域周波数調整） 第131条　本機関は、供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期周波数及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。 一～五 （略） （長周期広域周波数調整） 第132条　本機関は、供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 （略）		（短周期広域周波数調整） 第131条　本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員のある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期広域周波数調整のための電力量及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。 一～五 （略） （長周期広域周波数調整） 第132条　本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 （略）	
（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第144条　本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。 一・二 （略） 2 （略）		（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第144条　本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等を「承認電源等保有者」という。）。 一・二 （略） 2 （略）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
(承認の対象とする電源等) 第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。 一～三 (略) 四 法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者たる一般送配電事業者たる会員の間に係る電力の運用に係る契約 五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者たる会員の間に係る電力の運用に係る契約	(承認の対象とする電源等) 第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。 一～三 (略) 四 法第24条第1項及び法第27条の12の13において準用する法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の間に係る電力の運用に係る契約 五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の間に係る電力の運用に係る契約		
(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用) 第152条 (略) 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員の申入れによりマージンを使用する供給を行うことを承認する。 一 本機関は、供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。 二 (略) 3・4 (略) 5 マージンを使用する供給の送電経路上における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項の規定によるマージン使用の承認を取り消すことができる。 (緊急時の連系線の使用) 第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないと認めるときは、一般送配電事業者たる会員の供給区域の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。 2・3 (略)		(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用) 第152条 (略) 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員の申入れによりマージンを使用する供給を行うことを承認する。 一 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該一般送配電事業者たる会員の供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。 二 (略) 3・4 (略) 5 マージンを使用する供給の送電経路上の一般送配電事業者たる会員の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項の規定によるマージン使用の承認を取り消すことができる。 (緊急時の連系線の使用) 第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないと認めるときは、一般送配電事業者たる会員の供給区域の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。 2・3 (略)	
別表11-1 作業停止計画の種別		別表11-1 作業停止計画の種別	
種 別	内 容	種 別	内 容
計画作業停止	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画	計画作業停止	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画
	年間計画		年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画
(作業停止計画の原案の取得、共有)		(作業停止計画の原案の取得、共有)	
第157条 (略)		第157条 (略)	
2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる		2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる	

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表 11－2 に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。	電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表 11－2 に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。		
3 (略)	3 (略)		
(緊急時の対応) 第 175 条 (略) 2～5 (略)	(緊急時の対応) 第 175 条 (略) 2～5 (略)		
6 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告する。	6 本機関は、経済産業大臣に対し一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告する。		
7 (略)	7 (略)		
(災害等復旧費用の交付業務) 第 176 条の 7 本機関は、法第 28 条の 40 第 2 項の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。	(災害等復旧費用の交付業務) 第 176 条の 7 本機関は、法第 28 条の 40 第 2 項第 1 号の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。		
(災害等扶助拠出金の積立) 第 176 条の 9 (略) 2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。	(災害等扶助拠出金の積立) 第 176 条の 9 (略) 2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。		
(災害等扶助交付金の交付対象者) 第 176 条の 10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員とする。	(災害等扶助交付金の交付対象者) 第 176 条の 10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員とする。		
(指導・勧告の実施) 第 179 条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、法第 28 条の 40 第 1 項第 6 号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一 第 105 条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二 (略) 三 第 19 章の苦情及び相談対応及び第 20 章の紛争解決の業務において、必要とき 四 (略) 五 第 7 章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき 六～九 (略) 2 (略)	(指導・勧告の実施) 第 179 条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、法第 28 条の 40 第 1 項第 6 号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一 第 105 条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二 (略) 三 第 20 章の苦情及び相談対応及び第 21 章の紛争解決の業務において、必要とき 四 (略) 五 第 7 章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき 六～九 (略) 2 (略)		
(出力抑制時の検証) 第 180 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。	(出力抑制時の検証) 第 180 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。</u> 2 (略)		

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）
(新設)		第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、納付金の徴収及び解体等積立金の管理等
(新設)		第1節 交付金の交付及び納付金の徴収
(新設)		(供給促進交付金の交付業務)
		第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進交付金（再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。）の交付に関する業務を行う。
		2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第2条の6の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。
		3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第2条の4第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各認定事業者（再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定事業者をいう。以下この条において同じ。）に対し交付すべき供給促進交付金の額を決定し、当該各認定事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。
		4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第2項の規定により、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、認定事業者に対し、資料の提出を求める。
(新設)		(調整交付金の交付業務)
		第180条の3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の規定により、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者（以下「FIT電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の費用負担を調整するため、FIT電気買取事業者に対して調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）の交付に関する業務を行う。
		2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。
		3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各FIT電気買取事業者に対し交付すべき調整交付金の額を決定し、当該各FIT電気買取事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。
		4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第2項の規定により、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、FIT電気買取事業者に対し、資料の提出を求める。
(新設)		(系統設置交付金の交付業務)
		第180条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第2条第1項第18号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該電気工作物を使用する期間にわたり回収するため、一般送配電事業者又は送電事業者に対する系統設置交付金の交付に関する業務を行う。
(新設)		(小売電気事業者等に係る納付金の徴収)
		第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）
		<u>付金、調整交付金及び系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。）から、納付金を徴収する。</u> <u>（F I T電気買取事業者に係る納付金の徴収）</u> <u>第180条の6</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合には、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、F I T電気買取事業者から、<u>その下回った額の納付金を徴収する。</u> <u>（徴収等業務規程）</u> <u>第180条の7</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項の規定により、前2条の納付金の徴収及び交付金の交付の業務（以下「納付金徴収等業務」という。）の実施方法その他の事項について、徴収等業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。 <u>第2節 入札</u> <u>（入札業務）</u> <u>第180条の8</u> 本機関は、再生可能エネルギー特措法第7条第10項の規定により、入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）を行う。 <u>（入札業務規程）</u> <u>第180条の9</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の2第1項の規定により、入札業務に関する規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>第3節 解体等積立金の管理</u> <u>（積立金管理業務）</u> <u>第180条の10</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定により、本機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。 <u>（積立金管理業務規程）</u> <u>第180条の11</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。 <u>第4節 その他</u> <u>（帳簿）</u> <u>第180条の12</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、第15条の16及び第42条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。 <u>（情報の取扱い）</u> <u>第180条の13</u> 本機関は、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に係る情報を原則として、<u>秘密情報として適切に取り扱う。</u> <u>第19章 年次報告書及び調査・研究</u> <u>（年次報告書）</u> <u>第181条</u> 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）
取りまとめ、公表する。 一～四（略） 五 次条の規定による各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に応じた見直しの内容 （予備力及び調整力の適切な水準等の評価等） 第182条 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度見直しを行う。 第19章 苦情及び相談 （あっせん・調停への移行） 第185条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、第20章のあっせん・調停の手続について説明する。 第20章 紛争解決 第21章 情報通信技術の活用支援 第22章 雑則 （全国のインバランス集計） 第190条の2 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、供給区域のインバランス量の提出を受ける。 2 本機関は、前項の規定により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第5営業日までに、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。 （新設）	取りまとめ、公表する。 一～四（略） 五 次条の規定による各一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な見直しの内容 （予備力及び調整力の適切な水準等の評価等） 第182条 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、各一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 第20章 苦情及び相談 （あっせん・調停への移行） 第185条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、第21章のあっせん・調停の手続について説明する。 第21章 紛争解決 第22章 情報通信技術の活用支援 第23章 雑則 第190条の2 削除 附則（令和 年 月 日） （施行期日） 第1条 本規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	

電力広域的運営推進機関 2022年度事業計画（案）

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため次の業務を行う。

1. 再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワーク構築のため、以下の3点について取り組む。

- ・ 再生可能エネルギーを主力電源化するための系統利用ルールを確立し、ネットワーク設備の有効活用と効率的な投資による系統設備形成に資する検討を行う。
- ・ 再生可能エネルギーの主力電源化に伴う電源構成や系統利用ルールの変化においても適切に需給バランスを評価し、安定的で安価なエネルギー供給確保のための検討を行う。
- ・ 中長期的な社会構造の変化等を見据えた需要想定を行う。

1-1. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第1項第4号）/入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）/送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

（1）供給計画を通じた次世代型ネットワーク構築のための設備形成

電源構成や系統利用の変化、容量市場の開設を見据え、供給信頼度評価を深化させる。各事業者からの供給計画を通して国内の需給バランスを評価するとともに、電源・送電線の開発・休廃止等の適切性を確認し、国において適切に対処すべき事項については、安定供給の観点から意見等を付して経済産業大臣に送付する。また、電源の休廃止の進展等を踏まえ、需給バランスの改善に向けた調整や供給力対策の要否を含めた検討を行い、早期に需給状況悪化の兆候

をつかむことができるよう本機関内の情報連携を高め、機動的に供給力対策を取れる体制を構築する。

(2) 需要想定に関する業務並びに夏季及び冬季の電力需給検証

需要想定は、需給バランス評価や調整力公募、容量市場等の起点となる情報であり、その確度や根拠、透明性が不可欠であるため、電力需要や経済関連の各種データ分析、ヒアリング・文献調査等により、需要想定を継続して行う。併せて新型コロナウイルス対策が進展する中での経済・社会構造の変化状況及び電力需要への影響を分析・評価し、今後の需要想定に織り込む。また、国の節電要請の判断に資する需給検証における需給バランスの評価方法としては、供給計画における見込み不足電力量評価（以下「EUE評価」という。）との整合性も踏まえ、2022年度中を目途に、その評価手法の在り方について検討する。kWh面の需給検証・モニタリングについて、2021年度のkWh実績のレビューを踏まえ、需要・供給力両面の変動リスクに係る検討を深め、評価方法を高度化する。

(3) 次世代型ネットワーク整備のグランドデザイン

① マスタープラン

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）及び第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）を踏まえた広域系統長期方針（以下「マスタープラン」という。）について、2022年度中の策定を目標に作業を進める。2022年度は2021年5月にとりまとめたマスタープランの中間整理からアデカシー便益等の反映による費用便益評価の高度化や、再生可能エネルギー余剰時の需要創出といった需要側対策の反映をし、より精緻なシナリオ分析を反映して策定する。

② 系統利用ルール

再生可能エネルギー等の新規電源の早期連系と電力ネットワークの整備・維持に必要なコスト低減の両立を図るため、既存の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクト&マネージ」に関し、N-1電制の本格適用開始のためのガイドラインを整備し、ローカル系統を対象としたノンファーム型接続の適用に伴う規程類を改定する。また、S+3Eを前提としつつ、発電コストの最小化に向け、系統混雑の管理手法としては、2022年度は調整電源を活用した再給電方式の準備に万全を期すとともに、その次に予定している全電源を対象とした再給電方式の導入に必要な規程類の改定を行う。

③ 広域系統整備計画

電力の広域的取引の環境整備や安定供給を着実に実現するために、現在進

行中の広域系統整備計画(北海道本州間連系設備、東北東京間連系線及び東京中部間連系設備)について定期的に工事進捗を把握し、系統整備に伴う国民負担抑制の観点から系統整備の費用の妥当性やコスト削減に向けた取組について検証する。また、マスタープランの中間整理で早期に具体化の検討を進めるとした連系線等の増強方策について、計画策定プロセスの開始要否を判断し、その結果、プロセスの開始を判断した連系線等の増強方策については、事業性の評価とともに安定供給やコスト低減の観点を踏まえた増強規模及び運転開始時期等の詳細検討を行う。さらに、2022年4月から一般社団法人日本卸電力取引所の値差収益が移管されることから、適切に対応する。

④マスタープランを支える仕組み

新たな託送料金制度の第一規制期間に向けて、一般送配電事業者が策定する設備保全計画が高経年化設備更新ガイドラインに則っているかについて、国と連携し、確認する。また、第二規制期間に向けて、故障データの蓄積・管理を通じた係数値の更新等に取り組む。さらに、マスタープランのもと、非効率な設備形成を回避するために、電源開発動向の実態を踏まえたプッシュ型の設備形成を目指し、整備計画を具体化する仕組みを構築する。

(4) 効率的なアクセス業務

新規電源の早期連系のため、電源接続案件一括検討プロセスの手続及び運営が適切に行われていることを確認し、プロセスが遅滞なく進むよう一般送配電事業者を指導する。一方で、ローカル系統を対象としたノンファーム型接続の開始等を踏まえ、一括検討プロセス(洋上風力占用公募と連動したプロセス[2021年8月改定]、リプレースプロセスを含む。)の在り方を整理し、必要な措置を図っていく。本機関が受付したアクセス検討案件については、専門的な見地から適切な妥当性確認を行うことで業務品質を維持しつつ遅滞なく回答する。さらに事業者に寄り添って対応する観点から、系統利用ルールの動向を的確に捉えた上で、系統アクセス業務の課題に対処する。

(5) グリッドコードの検討

再生可能エネルギーの大量導入を見据えたグリッドコードの適切な整備は、系統の安定化をもたらすのみならず、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて再生可能エネルギー発電量の増加を可能とするものである。そこで、当面は2030年度エネルギーミックスの実現に向けて、短期的(2023年4月適用想定)に要件化が必要な技術要件(周波数変化の抑制対策や電圧変動対策等)を検討することを目標に取り組む。

2022年度は、2021年度に検討を完了した短期的(2023年4月適用想定)に要件化が必要な技術要件(周波数変化の抑制対策や電圧変動対

策等)について、系統連系技術要件の改定にあたっての具体的な記載内容について審議するとともに、関係規程類との調整協議を実施する。併せて、中期的(2025年前後適用想定)及び長期的(2030年前後に適用想定)に要件化が必要な技術要件について、エネルギー基本計画の状況、海外の動向及び系統運用の構想を踏まえ、検討候補を選定する。

1-2. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整(法第28条の40第1項第8号)

(1) 地域間連系線の管理

2024年度に一次調整力を含めた需給調整市場と広域需給調整の環境整備を完了させるため、2021年度は三次調整力①・②の商品追加とその連系線の利用管理方法の見直しを行うための広域機関システムの改修を行ってきた。2024年度には一次調整力及び二次調整力の商品追加が予定されており、2023年度までに必要なシステム開発を完了させるべく、2022年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2021年度の三次調整力②追加時のシステムトラブルの反省を踏まえ、従来のシステム開発体制に加え、開発事項に対する確認体制等の見直し、システム運用開始後の市場への影響の有無について、確認評価を徹底するなどの対応強化を図る。
- ・ 2024年度に需給調整市場で商品追加される一次調整力及び二次調整力に対応した運用課題や広域機関システムの改修内容の検討を進める。
- ・ 2024年度の広域需給調整運用の本格化に備え、三次調整力における広域需給調整の適切な実施の確認、調整力の確保量や連系線潮流の実績の評価等、調整力の広域活用を推進する。また、広域需給調整運用に向けた広域予備率の導入に加え、2022年度以降の新たなインバランス料金制度に対応するため、2022年度においては以下の取組を実施する。
 - ・ 2022年度から新たなインバランス料金制度が開始されることから、広域予備率が安定供給の指標となり、補正料金算定インデックスがインバランス料金の指標となるため、広域予備率及び補正料金算定インデックスの円滑な算出、公表を確実に実施する。

その他、以下の業務を実施する。

- ・ 経過措置計画等の管理、承認電源等の申請の受付・審査
広域メリットオーダーを実現するための連系線利用ルール見直し(間接オークション導入)に伴う、承認電源等の新規及び変更申請を受け付け、定期審査を行う。同様に2025年度までの暫定措置として導入された経過措置計画について、銘柄廃止などの受付、管理業務及び制度趣旨に沿った

入札行動等を行っているかを定期的に監視し、不適切行動を見つけた場合は是正を促す。

- ・ 連系線の運用容量及びマージンの算出・公表

社会基盤である電力インフラを系統利用者が最大限利用できるよう、供給信頼度を確保した上で運用できる連系線の限度値並びに異常時等の電気の供給及び広域的な調整力調達のために必要なマージンの値を算出し、公表する。

連系線の運用容量設定等にあたっては、系統の安定性等を評価・確認することから、信頼性の高い管理に寄与するために、系統解析ツールによる潮流等の解析を通じて、業務品質の向上を図るとともに、連系線利用の拡大に取り組む。

(2) 作業停止計画の調整

送配電網の強靱化のための既存流通設備の計画的な更新による長期作業停止の増加が予想される中、流通設備・電源設備の適切な保守と作業停止時の供給力確保の両立が必要であることから、事業者間の利害調整を促し、全体最適な作業停止調整を実現する。

具体的には、年間計画・月間計画・計画外・緊急時における、広域連系系統等の停止に関する計画を取りまとめ、太陽光等再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化を考慮した上で、連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画について調整を行い、作業停止計画を適切な時期に公表する。

さらに、新規電源の連系時に既存流通設備の増強を行わずに混雑時に調整電源で潮流調整を行い混雑緩和する再給電方式が2022年内に導入予定となった。このことから、再給電方式が導入された系統において、流通設備停止に伴う系統混雑の取扱いについての考え方を再整理する。

(3) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

日々の安定供給は、一般送配電事業者による適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保、連系線のマージン運用等によって維持されており、それらを適正量確保することで電気料金の抑制と停電リスクの低減を両立している。本機関では電源運用状況等のデータを分析し、供給予備力や調整力の適正な必要量を算定している。また、必要量の在り方等については、調整力の調達が調整力公募から需給調整市場に移行してくことや、容量市場の開設及び足元の需給動向など、状況変化に応じた見直しを実施している。そこで2022年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力の在り方並びに供給信頼度維持のための必要な予備力の在り方について、容量市場・需給調整市場の導入等の状況変化を踏まえた検討を進める。なお、需給バランス調整及

び周波数制御に必要な調整力の在り方については、一般送配電事業者による２０２３年度の調整力公募スケジュールを踏まえ、２０２２年上期を目途に検討を進める。供給信頼度維持のための必要な予備力の在り方については、２０２２年度供給計画や２０２６年度向け容量市場オークションを踏まえ、必要に応じて検討を進める。

- ・ また、持続的需要変動の分析において新たに抽出された課題について「持続的需要変動に関する勉強会」を開催し、検討を進める。
- ・ 再生可能エネルギーの主力電源化に向け、電源の運用状況等のデータの分析、調整力・慣性力の必要量・調達方法、必要予備力・供給信頼度の評価方法及び算定ツールの整備等を通じて、調整力及び必要予備力の在り方の検討を行う。
- ・ ２０２０年度冬季の需給ひっ迫を踏まえ、２０２１年度に実施したkWh余力率管理の実施結果の分析を行い、収集するデータの種類や期間等、kWh余力率管理の実施手法を改善することによって、更なる精緻な需給監視業務の体制や運用方法を確立していく。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、将来的に必要な供給予備力及び調整力(周波数調整力、慣性力、同期化力、電圧調整力等)を想定し、予め対応を進めることが脱炭素社会の実現と安定供給の両立につながる。そこで本機関では、将来の需要想定や再エネの設備量想定等から、将来の電力需給状況を想定して、適切な対応策、将来の電源の調達方法及び環境整備方を策定する。２０２２年度においては、電源の運用状況等のデータを分析のうえ、将来の調整力・慣性力の必要量を試算するとともに、調達方法や運用管理方法について検討を進める。

(４) 需給調整市場

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上で、一般送配電事業者が日々の安定供給及び電力品質を維持することで、電気を売買する事業者の安定した事業運営に寄与するとともに、消費者が安心して電気を使用できる環境を実現する。そのために必要となる調整力の調達・運用を広域化することによる需給調整の効率化や、市場メカニズムの採用による透明性の向上、また、DR（デマンドレスポンス）事業者や新電力等の新規事業者を含めた調整力確保の仕組みにより、競争環境を構築することで調整力の調達・運用コストの効率化・低減化を実現し、電力システムを利用する全ての事業者や消費者にとってのメリットとする。

本機関は、この調整力を効率的に調達するプラットフォームとなる需給調整市場の開設を目指して、調整力を５つの商品に細分化し、それぞれの詳細制度設計を取りまとめてきた。今後は、一次調整力及び二次調整力①・②の２０

24年度の市場開設に向けた準備を進めるとともに、市場開設済みの三次調整力①・②の取引状況を踏まえ、必要な制度見直しを進めていく。

そこで2022年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 2024年度に市場開設する一次調整力及び二次調整力①・②に関する準備を進める。
- ・ 市場開設済みの三次調整力①・②の取引状況を監視し、状況に応じて必要なルール見直しに関する検討を進めるとともに、気象予測精度向上や共同調達など調整力として必要な量の適正化に向けた検討を進める。

(5) 需要者スイッチング支援

消費者が、先進的な他業種と同等に電気を選択できるよう、配電事業制度やスイッチング支援システムのリプレイス時期を見据えて、2021年度の検討結果を踏まえて、2022年度末を目途に手続とスイッチング支援システムを再構築する。

(6) 系統情報の公表

国が定める「系統情報の公表の考え方」（2021年9月改定）に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

(7) 広域機関システムの開発及び維持管理の効率化

本機関は、連系線の新設・増強を最大限活かし、連系線を介した電力取引を含めた広域運用を促進する観点から、2024年度から開始される容量市場開設に合わせて需給調整市場の全商品を運用開始するとともに、2028年度の佐久間周波数変換設備及び東清水周波数変換設備の増強を見据えて、2027年度までに広域機関システムの改修を完了させる。このため、本機関は以下の取組を行う。

- ・ 既存システムのシステム開発においては、2024年度以降に向けて検討が進められている制度変更に対応し、運用の効率化が図られるように、システム開発を行う。具体的な2022年度の取組としては、需給調整市場では2024年度から一次調整力及び二次調整力①・②の取扱いが始まる地域間連系線への容量登録を既存商品と同様に実施するためのシステム改修を実施する。また、新たな制度及びルール見直しとなった事項に対し、必要に応じてシステム改修を検討する。
- ・ 2016年のシステムの運用開始から度重なる改修をしてきたこともあり、システムの機能や構成が複雑化しており、追加開発や維持管理への影響が出始めている。2024年度には容量市場や需給調整市場の導入が終わることや、2030年度にハード・ソフトともに保守不可能となる時期を迎えることもあり、2024年度以降に本格着手できるよう、システム

リプレースの検討を行う。２０２２年度の具体的な取組としては、コスト削減と性能向上を目的にソフト・ハードの両面からの構成見直し及びその実現可能性の技術的側面からの評価など、具体的な詳細検討を進め、開発着手の判断に繋げる。また、他社事例の調査や技術的な調査を行い、開発ロードマップを含めて必要な要件等を確定させる。

- ・ 既存システムの維持管理・保守においては、システムリプレースの検討状況を踏まえ、不要な機器交換を抑制しつつ、既存の広域機関システムの正常な運用を維持し、保守及び性能維持の管理を行う。

なお、システム開発においては目的適合性を十分に配慮しつつ、維持管理を含めて、ＣＩＯ補佐官（システム開発の専門家）によるコスト精査を実施することや、システム開発前に有識者会議等でシステム化範囲等の妥当性についての確認を行うこと等によって効率性向上に向けた取組を行う。

２．電力の安定供給のための供給力確保および需給バランス評価

電力の安定供給を実現するため、容量市場の市場管理者として中長期的な供給力の確保や供給計画を通じた需給バランスの評価により、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期にわたる停電リスクの低減等の消費者メリットを実現する。

２－１．入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務（法第２８条の４０第１項第５号）

（１）容量市場の詳細設計及び運営

容量市場の実効初年度となる２０２４年度に向けて、実効性テストや容量停止調整を実施し、必要に応じて行う追加オークション（２０２３年度）、アセスメント、請求・交付、検証（２０２４年度）等の準備を進めていく。また、メインオークションを毎年実施していくため、容量市場の市場管理者として円滑な市場運営を行うとともに、必要な制度詳細の検討を進めていく。

そこで、２０２２年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 他の制度設計やメインオークション実施後の議論等を踏まえて、必要な制度詳細の検討及び市場ルールへの反映を進める。
- ・ 当年度以降のメインオークション等の円滑な実施に向けて効率的な運営体制・システム等の整備を進める。システム等の整備については、引き続き、目的適合性と効率性を考慮して進める。
- ・ ２０２４年度に始まる実需給業務（アセスメント、請求・交付）について、詳細制度検討・運営体制・システム等の整備を進めるとともに、実需給前

業務（実効性テスト・容量停止調整など）を着実に実施する。

- ・ 事業者向け、一般向けの情報発信に努め、容量市場に関する制度理解を促進する。

（２）供給計画を通じた需給バランスの評価及び電源入札等の要否検討

供給計画の取りまとめを通じて国内の需給バランス評価のベースとなるデータを取りまとめ、EUE評価による信頼度評価、電力需給検証の手法による猛暑・厳寒時需要に対する信頼度評価を実施し、供給力対策の要否を検討する。供給力が必要と判断される場合には、具体的な対応に速やかに取り組む。

供給力対策について、２０２１年度には、本機関による発電機の補修時期の調整、一般送配電事業者による供給力公募などが実施された。２０２２年度においては、将来的に電源入札等による供給力対策が必要となった際に速やかな実施に移せるよう、実際の発動に先立ち必要となる基本的な枠組みを整備する。

３．電気の需給の状況の監視（法第２８条の４０第１項第１号）

（１）会員の需給状況の監視

会員から提出される需要計画に基づいた供給力の確保状況、当日運用における供給区域の需要や主要発電所の稼働状況等供給力の状況、さらには供給区域間をつなぐ連系線運用状況の監視・管理を２４時間・３６５日の体制で行うことにより、需給状況の悪化時に適切な指示や要請を行う。

また、各種計画が送配電等業務指針に照らして適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）について確認し、適宜事業者に対する注意喚起を行う。また、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求め、必要に応じて指導を行う。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を重点的に確認し、改善を確実なものとする。

（２）大規模停電リスクに備えた運用対策

大規模停電の発生リスクを低減させ、かつ大規模停電発生時の停電復旧時間を短縮させる観点から、これらに必要となる基準や考え方を一般送配電事業者と協調して検討し、必要に応じ一般送配電事業者の手順書等の見直しを図る。具体的には、大規模災害発生時にも広範囲な停電を回避するため、広域連系系統での適切な負荷遮断の在り方（同期エリア全体での負荷遮断実施によるブラックアウトの回避等）や系統分離方策の整理等（系統分離点の選定や分離の判断方法（ブラックアウトしないケースでは分離を回避等））を実施する。今後の設備の新設・廃止等も想定し、広範囲な停電からの復旧に必要なブラックスタート機能のあるべき姿について検討する。

4. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第1項第2号）

平常時・緊急時を問わず安定供給のために全国大での需給調整を行う。具体的には、災害や電源トラブル等により、会員の需給状況が悪化するような場合、市場活用も考慮しつつ、需給状況を改善するため、需給ひっ迫融通等必要な指示を行う。また、再生可能エネルギーの出力増加等で、供給区域の需要に対する供給力が余剰になるような場合は、送配電等業務指針に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。2022年度から広域予備率に基づく広域需給調整が本格的に行われることから、平時だけでなく需給ひっ迫時においても広域需給調整が円滑に実施できるよう、確実な実施体制や運用方法を確立する。

また、需給バランス維持を目的に一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力制御を行った場合に、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）並びに出力制御の公平性の確保に係る指針（2021年4月改定）及び本機関の送配電等業務指針（2021年7月改定）に照らして、「発電事業者から見て、再生可能エネルギー抑制の指令は、公平に実施されたのか」という視点から、毎年度終了後に一年間の抑制回数を確認し、出力制御の公平性の確保に係る指針の内容に則り、検証し結果を公表する。

5. FIT・FIP交付等業務/太陽光パネル廃棄費用積立金管理の適切な実施（法第28条の40第1項第8号の2、第8号の3）

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）により、2022年4月以降、当機関業務として追加される「FIT制度に関する交付金等の交付」、「FIP制度に関するプレミアムの交付」及び「太陽光パネル等の廃棄費用の積立金の管理」については、多数の事業者への公正・公平な対応やこれまでにない多額の資金の的確な管理等が必要であるとともに、業務執行に関する第三者による検証（外部監査）が求められる。このため、今年度（業務開始年度）は、適正な体制及び人員確保に重点を置きつつ、次年度以降の効率的な業務運営も視野に入れ、以下の取組を行う。

- ・ 新システム（再生可能エネルギー業務統合システム）の確実な運用開始及び既存システム（FITシステム：一般社団法人低炭素投資促進機構から移管）の制度見直しに必要な改修による円滑な業務の立ち上げ・遂行
- ・ FIT・FIP制度に関する交付金等の多額の資金管理や区分経理等への適正な対応及び次年度以降の効率的な業務運営に向けた体制の構築

- ・ 制度や事業者が必要な手続等の事業者理解向上に向けた情報発信及び適切な事業者対応に向けた体制整備・運用
- ・ 今後の制度改正等に対しても迅速・的確に対応すべく、国との連携体制の強化

6. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第1項第7号）

（1）苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情・紛争についての申出又は相談を受けたときは、事業者の機会損失を最小限に抑えるべく、回答その他の初動措置を速やかに行うとともに、論点整理や事業者毎の申出を踏まえた解決案の提供を行い、早期の解決に努める。

初動の措置では解決できず、更なる対応が必要な場合においても、裁判外紛争解決手続の活用や、電気供給事業者に対する指導又は勧告等の必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、事業者の事業機会の拡大につながるよう、本機関のウェブサイトで事案を公表し、広く周知する。

（2）紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

7. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第1項第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

8. 前1.～7.の附帯業務及び災害対応関連業務（法第28条の40第1項第9号、法第28条の40第1項第4号の2及び法第28条の40第2項）

（1）報告書の作成及び公表

電力需給や電力系統の状況等について、本機関が収集した情報及び会員から提供される情報に分析を加え、各ステークホルダーに有益な情報となるよう報告書を取りまとめ公表する。2022年度は業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての供給区域ごとの評価、分析を

含む。)、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要なに応じた見直し、に関する報告書を作成し公表する。

また、情報収集・発信機能の強化のため、各報告書に収録されたデータを分析に活用することができるよう、データ集として併せて整理する。

(2) 調査及び研究

電気事業に関する技術動向、制度政策等に関する調査及び研究を行う。国の審議会における検証結果も踏まえ、中長期的には海外関係機関との双方向の関係構築を目指す。

(3) 災害等への対応

緊急時は、業務規程及び防災業務計画に基づいた対応態勢の下、昨今激甚化している大規模自然災害の発生や需給逼迫に備え、国と密接な連絡調整を図ると共に、国の防災業務との連携を強化する。

平常時は、災害対応力の強化にむけた訓練を継続的に実施するとともに、本拠点の施設や役職員等が被災した際にも事業継続計画に基づき優先継続業務を確実に遂行できるよう、大阪に構築したバックアップ運用拠点におけるシステムの稼働確認を含む職員の対応訓練の実施や職員の移動・宿泊計画支援サービスの実効性の確認を実施するとともに、更なるバックアップ拠点の整備について検討し、その必要に応じて整備を行う。

また、本機関は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく指定公共機関であることを踏まえ、不測の事態への対応力を向上させる。

加えて、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、必要な対応を行う（法第28条の40第1項第4号の2）とともに、災害復旧にかかる費用を全国大で負担・費用回収する災害等復旧費用の相互扶助における拠出金の総額及び積立基準額の設定、拠出金の請求、申請受付、交付金額の決定及び交付を行う。

9. 本機関の目的を達するために必要な業務（法第28条の40第1項第10号）

(1) 広報

本機関の業務の透明性を高め、会員はもちろんのこと、社会にも理解されるよう、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的発信、広報の充実・強化に努める。

また、報道機関等への対応を通じて、本機関の業務に関連した情報を正しく分かりやすく伝える。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

電力の安定供給を担う本機関の業務及び電気事業者との連携において、消費者が安価な電力を安心して利用できるよう、本機関及び電気事業者の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高めて、大規模停電に至るセキュリティ事故発生をゼロにする。

2022年度は、再生可能エネルギーの交付金等の取り扱いが開始されることを踏まえ、サイバー攻撃への備えを強化し、訓練や教育を推し進める。

(3) 職員の確保・育成

職員の確保については、本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用を進め、中長期的に機関採用職員比率を高める。また、職員の育成については、プロパー職員等のスキル向上を図る。

2022年度は、中途採用の機会を増やすなどの施策を展開し、大手電力出向者比率を、2022年度末時点54%を目標とする。また、職員の育成については、OJTを基本としつつ、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修の実施、併せて若手職員を対象とした機関外（関係省庁・電気事業者）への出向・派遣を実施する。さらに、国の審議会の指摘を踏まえ、人材育成のための研修を充実させる。

(4) 機能強化に伴う組織運営体制の整備

2022年度より、FIT制度・FIP制度に関する業務が開始されること等から、多額の資金を扱うこととなる。そのために必要となる資金管理、資産運用、区分経理等の組織体制の整備を行う。

また、こうした機能強化に伴う大幅な増員が見込まれることから、必要な執務スペースを確保する。加えて、関係者とのより円滑な調整や委員会等の効率的な開催を図るため、アクセスの利便性も考慮した上で、職員のために適切な執務環境を提供する。

(5) 監査によるモニタリング

本機関の業務が、関係する法令・諸規程等に則り適正に行われているか、業務の中立性・公平性、財務報告の適正性、及び文書管理・情報管理の適正性を重点とした内部監査を実施する。そのうち、情報セキュリティや多額の資金管理を扱う業務等、社会的重要性が高い分野については第三者による専門性・客観性を要することから外部委託等を活用して監査を実施する。

加えて、FIT制度・FIP制度の交付金等の多額の資金管理業務が増加されることから、新業務に係る会計処理・資金管理の適正性の検証に注力した監

査を実施する。

(6) その他

政府において検討中の様々な制度改正等の実施や需給ひっ迫を受けた検証結果を踏まえ、本機関において所要の業務が発生する場合は、適時適切に対応する。

10. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第1項第3号）

政府において検討中の様々な制度改正の実施等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更等の検討を進める。

電力広域的運営推進機関 2022年度予算（案）

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2022事業年度収入支出予算は、別紙「2022年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2022事業年度において債務を負担する行為はない。

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名） 役職員給与
退職給付引当金繰入
交際費
電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

2022年度収入支出予算

(単位：千円)

支 出				収 入			
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	供給促進交付 金交付業務、 調整交付金交 付業務、系統 設置交付金交 付業務及び納 付金徴収業務 勘定	解体等積立金 管理業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	2,366,557	-	108,541	15,756	14,201	21,591	2,206,468
役員員給与	1,972,225	-	100,815	14,634	11,834	20,055	1,824,887
退職給付引当金繰入	74,861	-	1,671	243	450	332	72,165
その他人件費	319,471	-	6,055	879	1,917	1,204	309,416
租税公課	6,280	-	840	122	-	150	5,168
固定資産関係費	7,324,024	-	1,060,098	153,885	-	20,869	6,089,172
有形固定資産取得費	726,080	-	91,682	13,309	-	18,238	602,851
無形固定資産取得費	6,588,904	-	968,403	140,574	-	2,628	5,477,299
修繕費用	9,040	-	13	2	-	3	9,022
運営費	3,930,335	-	345,940	50,217	25,049	49,219	3,459,910
支払利息	36,339	-	-	-	-	-	36,339
予備費	409,907	-	-	-	1,178	-	408,729
合 計	14,073,442	-	1,515,419	219,980	40,428	91,829	12,205,786

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

送配電等業務指針一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更

【該当条文：第53条の3（新設）】

- ・系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う一般送配電事業者又は送電事業者は、系統設置交付金の交付を受けることができる旨、交付を受けるに当たり、系統増強等に係る費用の額を本機関に届け出る旨規定

2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更

【該当条文：第1条、第4条、第5条、第8条、第9条、第13条、第14条、第15条の3～第15条の6、第15条の15～第15条の17、第16条、第17条、第24条～第30条の2、第33条、第54条～第57条、第61条、第63条、第66条、第68条～第72条、第74条～第86条、第88条～第99条、第103条～第106条、第108条～第124条、第132条～第144条、第149条～第161条、第163条～第167条、第169条、第170条、第172条～第177条、第179条、第181条、第183条～第193条、第196条、第221条、第229条、第230条、第243条、第245条、第247条、第248条、第250条～第252条、第254条、第255条、第257条～第259条、第264条、第266条、第267条の6～第269条、別表7-1～別表7-3、別表12-1、別表12-2、附則（平成28年4月1日）第4条、附則（平成29年9月6日）第2条、

附則（平成30年6月29日）第2条、

附則（令和2年3月30日）第4条（変更）】

- ・ 関連規定において、新たに配電事業者・特定卸供給事業者を適切に位置付けるべく、各事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に合わせ
て変更

3. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更

【該当条文：第271条（削除）】

- ・ 一般送配電事業者のインバランス量の提出に係る規定を削除

以上

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
平成27年4月28日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針	平成27年4月28日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針

変 更 前 (変更点の下線)		変 更 後 (変更点の下線)
(変更履歴)		(変更履歴)
平成27年4月28日施行		平成27年4月28日施行
平成27年8月31日変更		平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更		平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更		平成28年7月11日変更
平成28年10月18日変更		平成28年10月18日変更
平成29年4月1日変更		平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更		平成29年9月6日変更
平成30年6月29日変更		平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更		平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更		平成31年4月1日変更
令和元年7月1日変更		令和元年7月1日変更
令和元年12月11日変更		令和元年12月11日変更
令和2年2月1日変更		令和2年2月1日変更
令和2年3月30日変更		令和2年3月30日変更
令和2年4月1日変更		令和2年4月1日変更
令和2年7月8日変更		令和2年7月8日変更
令和2年10月1日変更		令和2年10月1日変更
令和3年4月1日変更		令和3年4月1日変更
令和3年4月16日変更		令和3年4月16日変更
令和3年7月1日変更		令和3年7月1日変更
		令和 年 月 日変更

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
（目的） 第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第1項第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。		（目的） 第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第1項第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。	
（供給区域需要の想定） 第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。 一・二 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項の規定により公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 一般送配電事業者は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出しなければならない。		（供給区域需要の想定） 第4条 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。 一・二 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項の規定により公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出しなければならない。	
（供給区域需要の想定の検証） 第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。 一～四 （略） 2 一般送配電事業者は、別表2－1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があつた場合には、別表2－1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。 3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。 4 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるとおり、第2項の検証結果を本機関が定める様式に基づき、提出する。 一～三 （略） 5 一般送配電事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映しなければならない。		（供給区域需要の想定の検証） 第5条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。 一～四 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、別表2－1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があつた場合には、別表2－1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。 3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。 4 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるとおり、第2項の検証結果を本機関が定める様式に基づき、提出する。 一～三 （略） 5 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映しなければならない。	
（供給計画の案の提出） 第8条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等及び発電事業者 毎年2月10日 二 一般送配電事業者 毎年3月10日 2 （略）		（供給計画の案の提出） 第8条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等、<u>発電事業者及び特定卸供給事業者</u> 毎年2月10日 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u> 毎年3月10日 2 （略）	
（供給計画の提出） 第9条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなければならない。		（供給計画の提出） 第9条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなければならない。	

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等及び発電事業者 毎年3月1日 二 一般送配電事業者 毎年3月25日 2 (略)	一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等及び発電事業者 毎年3月1日 二 一般送配電事業者 毎年3月25日 2 (略)	一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等、<u>発電事業者及び特定卸供給事業者</u> 毎年3月1日 二 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u> 毎年3月25日 2 (略)	
		(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。 一 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項 (<u>配電事業者が提出した供給計画にあつては、エを除く。</u>) ア～カ (略) 二 発電事業者<u>及び特定卸供給事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項 ア (略) イ 発電事業者<u>及び特定卸供給事業者</u>の供給先である <u>一般送配電事業者の供給区域の需給バランス</u>を著しく悪化させる供給力の計画の有無 ウ (略) 三・四 (略)	
(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。 一 一般送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項 ア～カ (略) 二 発電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項 ア (略) イ 発電事業者の供給先である供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無 ウ (略) 三・四 (略)	(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。 一 一般送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項 ア～カ (略) 二 発電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項 ア (略) イ 発電事業者の供給先である供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無 ウ (略) 三・四 (略)	(供給バランス評価の方法) 第14条 業務規程第28条第2項第2号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する供給区域需者と、小売電気事業者の確保した供給力及び一般送配電事業者の調整力並びに発電事業者の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する方法にしたがって実施するものとする。 (マニユアルの遵守等) 第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4の規定により作成する容量市場システムマニユアル<u>及び業務規程第32条の5の規定により策定する容量市場業務マニユアル</u>を遵守しなければならない。 (容量オークションの参加条件) 第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする (ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。) 一 (略) 二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力 (同一供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。) を提供する場合として行う事業者 (以下「変動電源提供者」という。) であること。 ア・イ (略) 三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼 (電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。) 等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力 (同一供給区域に属する複数の電源等)を組み合わせる場合を含む。) を提供する事業者 (ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。) であること。	
		(需給バランス評価の方法) 第14条 業務規程第28条第2項第2号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する一般送配電事業者の供給区域需者と、小売電気事業者の確保した供給力、一般送配電事業者及び配電事業者の調整力並びに発電事業者及び特定卸供給事業者の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する方法にしたがって実施するものとする。 (マニユアルの遵守等) 第15条の3 市場参加資格事業者、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、本機関が業務規程第32条の4の規定により作成する容量市場システムマニユアル<u>及び業務規程第32条の5の規定により策定する容量市場業務マニユアル</u>を遵守しなければならない。 (容量オークションの参加条件) 第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする (ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。) 一 (略) 二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力 (同一一般送配電事業者の供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。) を提供する場合を含む。) を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者 (以下「変動電源提供者」という。) であること。 ア・イ (略) 三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼 (電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。) 等により、期待容量が1,000キロワットに定める <u>特定抑制依頼</u>をいう。) 等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力 (同一の一般送配電事業者の供給区域に属する複数の電源等)を組み合わせる場合を含む。) を提供する事業者 (ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。) であること。	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
ア 本機関は、別表８－４に掲げる一般送配電事業者から毎週木曜日に提出される需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日からの全国及び供給区域における需給ひっ迫のおその有無を確認する。 イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。 ウ （略） ２ 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。 ３ 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第３２項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。 （一般送配電事業者による電源入札等の検討の要請） 第１６条 一般送配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第３５条第１項第２号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。 （電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項） 第１７条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 全国及び供給区域ごとの需給検証 二 会員の供給力等の確保状況 ア 小売電気事業者等（全国又は供給区域の需給バランス評価への影響に限定。以下、この条で同じ。）の供給力の確保状況 イ 発電事業者（全国又は供給区域の需給バランス評価への影響に限定。）の発電用電気工作物の運転実績及び運転計画 ウ 一般送配電事業者の調整力の確保状況 三 （略） 四 危機管理上の需給変動リスク分析 ア （略） イ その他全国又は特定の供給区域の需給バランスに影響を与える事項 五 （略）	ア 本機関は、別表８－４に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日からの全国及び供給区域における需給ひっ迫のおその有無を確認する。 イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。 ウ （略） ２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。 ３ 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第３２条の２第３項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。 （一般送配電事業者による電源入札等の検討の要請） 第１６条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫のおその有無を確認することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第３５条第１項第２号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。 （電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項） 第１７条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 全国及び供給区域ごとの需給検証 二 会員の供給力等の確保状況 ア 小売電気事業者等（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響に大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。）の供給力の確保状況 イ 発電事業者及び特定卸供給事業者（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響に大きい事業者に限る。）の発電用電気工作物の運転実績及び運転計画 ウ 一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況 三 （略） 四 危機管理上の需給変動リスク分析 ア （略） イ その他全国又は特定の供給区域の需給バランスに影響を与える事項 五 （略）	ア 本機関は、別表８－４に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日からの全国及び供給区域における需給ひっ迫のおその有無を確認する。 イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。 ウ （略） ２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。 ３ 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。 （一般送配電事業者による電源入札等の検討の要請） 第１６条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫のおその有無を確認することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第３５条第１項第２号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。 （電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項） 第１７条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 全国及び一般送配電事業者の供給区域ごとの需給検証 二 会員の供給力等の確保状況 ア 小売電気事業者等（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響に大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。）の供給力の確保状況 イ 発電事業者及び特定卸供給事業者（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響に大きい事業者に限る。）の発電用電気工作物の運転実績及び運転計画 ウ 一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況 三 （略） 四 危機管理上の需給変動リスク分析 ア （略） イ その他全国又は特定の一般送配電事業者の供給区域の需給バランスに影響を与える事項 五 （略）	ア 本機関は、別表８－４に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日からの全国及び供給区域における需給ひっ迫のおその有無を確認する。 イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。 ウ （略） ２ 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。 ３ 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、前年度における前項の計画における前項の調整力に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。 （調整力の確保） 第２５条 一般送配電事業者は、系統運用（第１５０条に定める。）に必要な調整力をあらかじめ確保するよう努める。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
2	一般送配電事業者が調整力を確保する際には、業務規程第181条の規定により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。	2	一般送配電事業者及び配電事業者が調整力を確保する際には、業務規程第181条の規定により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。
(調整力の公募等)		(調整力の公募等)	
第26条	一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。	第26条	一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調達市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。
(公募等の実施要綱等の作成)		(公募等の実施要綱等の作成)	
第27条	一般送配電事業者は、調整力の公募又は需給調整市場の取引等を行うに際して、原則として、調整力が満たすべき要件、公募又は取引スケジュール、主たる契約条件その他の必要事項を定め、公募の実施要綱又は需給調整市場の取引規程等を策定し、公表する。	第27条	一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力の公募又は需給調整市場からの調達等を実施する場合には、原則として、調整力が満たすべき要件、公募又は取引スケジュール、主たる契約条件その他の必要事項を定めた公募の実施要綱又は需給調整市場の取引規程等を策定し、公表する。
(公募等の手続)		(公募等の手続)	
第28条	一般送配電事業者は、調整力の公募を実施する場合には、策定した実施要綱に調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。	第28条	一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力の公募を実施する場合には、策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。
2	一般送配電事業者は、需給調整市場から調整力を調達する場合には、策定した取引規程等に基づき、調整力の必要量を提示し、入札金額、系統運用上の制約等を踏まえ、オークションにより落札者を決定する。	2	一般送配電事業者及び配電事業者は、需給調整市場から調整力を調達する場合には、策定した取引規程等に基づき、調整力の必要量を提示し、入札金額、系統運用上の制約等を踏まえ、オークションにより落札者を決定する。
3	一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、調整力の公募等の落札者の名称、当該した調整力の要件、需給調整市場の約定結果その他の本機関が要求する事項を本機関に報告する。	3	一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の求めに応じ、調整力の公募等の落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件、需給調整市場の約定結果その他の本機関が要求する事項を本機関に報告する。
(調整力の提供に関する契約の締結)		(調整力の提供に関する契約の締結)	
第29条	一般送配電事業者と調整力の公募等の落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。	第29条	一般送配電事業者及び配電事業者と調整力の公募等の落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者及び配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。
2	一般送配電事業者と需給調整市場での取引をする事業者は、需給調整市場の取引規程等にしたがって、需給調整市場において約定した調整力を利用する内容の契約を締結する。	2	一般送配電事業者及び配電事業者と需給調整市場での取引をする事業者は、需給調整市場の取引規程等にしたがって、需給調整市場において約定した調整力を利用する内容の契約を締結する。
(公募等の結果の公表)		(公募等の結果の公表)	
第30条	一般送配電事業者は、調整力の公募の手続の結果又は需給調整市場の約定結果を公表しなければない。	第30条	一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力の公募の手続の結果又は需給調整市場の約定結果を公表しなければならない。
(連系線に係る取引の上限値の通知及び確保量の報告)		(連系線に係る取引の上限値の通知及び確保量の報告)	
第30条の2	一般送配電事業者は、供給区域を跨ぐ取引の場合、本機関より通知を受けた需給調整市場において調整力の取引ができる連系線容量の範囲内で約定させるとし、約定結果によりマージンとして確保する当該連系線の容量を本機関へ報告する。	第30条の2	一般送配電事業者及び配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域を跨ぐ取引の場合、本機関より通知を受けた需給調整市場において調整力の取引ができる連系線容量の範囲内で調整力の取引ができる連系線容量の範囲内で約定させるものとし、約定結果によりマージンとして確保する当該連系線の容量を本機関へ報告する。
(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)		(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)	
第33条	(略)	第33条	(略)
2・3	(略)	2・3	(略)
4	本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第9	4	本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者又は配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）
1 条第 1 項第 2 号から第 3 号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。	1 条第 1 項第 2 号から第 3 号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。	る。なお、第 9 1 条第 1 項第 2 号から第 3 号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者又は配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。
(新設)		(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)
		第 5 3 条の 3 業務規程第 6 1 条の 3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 1 項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。
		2 一般送配電事業者又は送電事業者は、前項の系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。
		(流通設備の整備の検討の開始)
	第 5 4 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、連系統線を除く。以下、この節において同じ。）の整備を開始する。	第 5 4 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備（ただし、連系統線を除く。以下、この節において同じ。）の整備を開始する。
	一～四（略）	一～四（略）
	(流通設備の整備計画の策定)	(流通設備の整備計画の策定)
	第 5 5 条 一般送配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。	第 5 5 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。
	一～十六（略）	一～十六（略）
	(流通設備の整備の完了時期)	(流通設備の整備の完了時期)
	第 5 6 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。	第 5 6 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。
	一～七（略）	一～七（略）
	(流通設備の整備の前提となる諸条件)	(流通設備の整備の前提となる諸条件)
	第 5 7 条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。	第 5 7 条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。
	一～六（略）	一～六（略）
	七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般送配電事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。	七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般送配電事業者又は配電事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。
	八・九（略）	八・九（略）
	(電力系統の性能に関する基準)	(電力系統の性能に関する基準)
	第 6 1 条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第 6 3 条から第 6 5 条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。	第 6 1 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第 6 3 条から第 6 5 条から第 6 3 条から第 6 5 条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。
	(設備健全時の基準)	(設備健全時の基準)
	第 6 3 条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	第 6 3 条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
一（略）		一（略）	
二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。		二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。	
ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること。		ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者又は配電事業者の定める範囲内に維持されること。	
イ（略）		イ（略）	
三（略）		三（略）	
（電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策）		（電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策）	
第66条 本機関又は一般送配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失の場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、これを軽減するための対策の実施について検討する。		第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失の場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。	
（詳細事項の公表）		（詳細事項の公表）	
第68条 一般送配電事業者は、第54条から第66条までの考え方に基づき、流通設備の詳細事項を定め、公表するものとする。		第68条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第54条から第66条までの考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。	
（系統アクセス業務の実施）		（系統アクセス業務の実施）	
第69条 一般送配電事業者は、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、第4款を除き、本章において同じ。）及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。		第69条 一般送配電事業者及び配電事業者は、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、第4款を除き、本章において同じ。）及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。	
（申込みの窓口）		（申込みの窓口）	
第70条 系統連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者に対して、系統アクセスの申込みを行う。		第70条 系統連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者又は配電事業者に対して、系統アクセスの申込みを行う。	
一 発電設備等に関する系統アクセス業務 連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者		一 発電設備等に関する系統アクセス業務 連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者	
二 需要設備に関する系統アクセス業務 需要設備の一般送配電事業者		二 需要設備に関する系統アクセス業務 需要設備の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者	
（本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み）		（本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み）	
第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、申込みとなる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関係する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。		第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者（以下、この章において「一般送配電事業者等」という。）が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関係する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。	
（系統情報の提示）		（系統情報の提示）	
第72条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、系統情報ガイドラインに基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。		第72条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から系統情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、系統情報ガイドラインに基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。	
2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。		2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。	
3 一般送配電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。		3 一般送配電事業者等は、系統情報ガイドラインに基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。	
（事前相談の申込みの受付）		（事前相談の申込みの受付）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第 7 4 条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 一般送配電事業者は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第 7 8 条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。 3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 （新設）	第 7 4 条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 一般送配電事業者等は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第 7 8 条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。 3 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。	（特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有） 第 7 5 条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第 1 項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。 （事前相談の申込みに対する検討） 第 7 6 条 一般送配電事業者等は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要な事項について検討を実施する。 （事前相談の回答） 第 7 7 条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。 一・二 （略） 三 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在しない一部の離島等系統の場合 ア・イ （略） 2 一般送配電事業者等は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報ガイドラインに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。 （事前相談の回答期間） 第 7 8 条 一般送配電事業者等は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日から 1 か月以内に行うものとする。 （接続検討の申込み） 第 7 9 条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。 一 （略） 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）
技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。 ア（略） イ 次条の規定により、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき 三・四（略） 2（略）	技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。 ア（略） イ 次条の規定により、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断したとき 三・四（略） 2（略）	
(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認) 第80条 系統連系希望者は、発電設備等の変更を行う場合において、次の各号に該当するときは、 <u>連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者に対し、接続検討の要否を確認することができる。</u> 一～四（略） 2 前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。 3 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。 4 一般送配電事業者は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連系希望者に対して、確認結果を通知する。 5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。	(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認) 第80条 系統連系希望者は、発電設備等の変更を行う場合において、次の各号に該当するときは、一般送配電事業者等に対し、接続検討の要否を確認することができる。 一～四（略） 2 前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業若しくは配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者等が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。 3 一般送配電事業者等は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者等は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。 4 一般送配電事業者等は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連系希望者に対して、確認結果を通知する。 5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者等の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。	
(接続検討の申込みの受付) 第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検計料が入金されていること（ただし、検計料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 3 一般送配電事業者は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第86条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。 4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	(接続検討の申込みの受付) 第81条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検計料が入金されていること（ただし、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検計料が入金されていること（ただし、検計料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 3 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第86条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。 4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	
5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基		5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）
		づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。
(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有) 第 8 2 条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第 1 項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。	(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有) 第 8 2 条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第 1 項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。	(特定系統連系希望者又は配電事業者に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。) 第 8 2 条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第 1 項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。
(接続検討の検討料) 第 8 3 条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。 一・二 (略) 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。	(接続検討の検討料) 第 8 3 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者等が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。 一・二 (略) 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。	(接続検討の検討料) 第 8 3 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者等が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。 一・二 (略) 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。
(接続検討の申込みに対する検討) 第 8 4 条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。	(接続検討の申込みに対する検討) 第 8 4 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。	(接続検討の申込みに対する検討) 第 8 4 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。
(接続検討の回答) 第 8 5 条 一般送配電事業者は、前条第 1 項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2 一般送配電事業者は、前条第 1 項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。 一～三 (略) 3 一般送配電事業者は、前項第 1 号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第 2 号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。 4 一般送配電事業者は、前条第 1 項の規定による検討結果が、第 2 項第 1 号に掲げる条件に該当せず、かつ、第 2 項第 2 号の規定に該当する場合には、業務規程第 7 2 条第 3 項第 2 号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。	(接続検討の回答) 第 8 5 条 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。 一～三 (略) 3 一般送配電事業者等は、前項第 1 号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第 2 号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者等は、その旨も併せて報告するものとする。 4 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が、第 2 項第 1 号に掲げる条件に該当せず、かつ、第 2 項第 2 号の規定に該当する場合には、業務規程第 7 2 条第 3 項第 2 号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。	(接続検討の回答) 第 8 5 条 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。 一～三 (略) 3 一般送配電事業者等は、前項第 1 号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第 2 号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者等は、その旨も併せて報告するものとする。 4 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が、第 2 項第 1 号に掲げる条件に該当せず、かつ、第 2 項第 2 号の規定に該当する場合には、業務規程第 7 2 条第 3 項第 2 号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。
(接続検討の回答期間) 第 8 6 条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に		(接続検討の回答期間) 第 8 6 条 一般送配電事業者等は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
掲げる期間内に行うものとする。 一・二（略）		に掲げる期間内に行うものとする。 一・二（略）	
（発電設備等に関する契約申込みの受付） 第 8 8 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 一・二（略） 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者へ通知しなければならない。 3 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、第 9 8 条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。 4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 （新設） 5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。		（発電設備等に関する契約申込みの受付） 第 8 8 条の 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第 7 4 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等はその旨を通知しなければならない。 3（略） 4 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。 一～三（略） （接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一～七（略） 2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みその他の適切な対応を求める理由を説明する。 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。 （特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有） 第90条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを受けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。 （計画策定プロセス開始の要否の確認） 第91条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号の規定により、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。 一～三 （略） 2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。 3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第33条第4項の規定による通知の受領前に行った回答は無効とする。 （送電系統の暫定的な容量確保） 第92条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統（ただし、連系線は除く。以下、この条において同じ。）へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。 （新設） 第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。 一・二 （略） （送電系統の容量確保の取消し） 第94条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。 一 （略） 二 一般送配電事業者が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾できな	込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。 （特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有） 第90条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを受けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。 （計画策定プロセス開始の要否の確認） 第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号の規定により、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。 一～三 （略） 2 一般送配電事業者等は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。 3 一般送配電事業者等は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第33条第4項の規定による通知の受領前に行った回答は無効とする。 （送電系統の暫定的な容量確保） 第92条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統（ただし、連系線は除く。以下、この条において同じ。）へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。 （暫定的な容量確保の特例） 第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。 一・二 （略） （送電系統の容量確保の取消し） 第94条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。 一 （略） 二 一般送配電事業者等が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾でき	込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。 （特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有） 第90条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを受けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。 （計画策定プロセス開始の要否の確認） 第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号の規定により、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。 一～三 （略） 2 一般送配電事業者等は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。 3 一般送配電事業者等は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第33条第4項の規定による通知の受領前に行った回答は無効とする。 （送電系統の暫定的な容量確保） 第92条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統（ただし、連系線は除く。以下、この条において同じ。）へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。 （暫定的な容量確保の特例） 第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。 一・二 （略） （送電系統の容量確保の取消し） 第94条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。 一 （略） 二 一般送配電事業者等が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾でき	

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
い旨の回答を行った場合 三～六 (略)		ない旨の回答を行った場合 三～六 (略)	
(発電設備等に関する契約申込みに対する検討) 第9 5 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第8 4 条第1 項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。		(発電設備等に関する契約申込みに対する検討) 第9 5 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第8 4 条第1 項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。	
(発電設備等に関する契約申込みの回答) 第9 6 条 一般送配電事業者は、前条第1 項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。 2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等に関する契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。		(発電設備等に関する契約申込みの回答) 第9 6 条 一般送配電事業者等は、前条第1 項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。 2 一般送配電事業者等は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等に関する契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。	
(送電系統の容量の確定) 第9 7 条 一般送配電事業者は、前条又は第1 2 3 条の4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等の旨の回答 (以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第9 2 条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定した送電系統の容量を取り消す。 一～三 (略)		(送電系統の容量の確定) 第9 7 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第1 2 3 条の4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答 (以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第9 2 条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した送電系統の容量を取り消す。 一～三 (略)	
(発電設備等に関する契約申込みの回答期間) 第9 8 条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一・二 (略)		(発電設備等に関する契約申込みの回答期間) 第9 8 条 一般送配電事業者等は、次の各号の区分に応じ、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一・二 (略)	
(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第9 9 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第9 7 条第1 項の確認及び検証により、発電設備等に関する契約申込みに対する再検討が必要と認めるときは、再度、第9 5 条第1 項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第9 7 条第1 項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2 項ただし書の規定により回答を行っている場合は、この限りでない。		(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第9 9 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第9 7 条第1 項の確認及び検証により、発電設備等に関する契約申込みに対する再検討が必要と認めるときは、再度、第9 5 条第1 項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。 4 一般送配電事業者等は、本機関が業務規程第9 7 条第1 項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2 項ただし書の規定により回答を行っている場合は、この限りでない。	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）					
（工事費負担金契約の締結等） 第103条（略） 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項ただし書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。 （連系等の実施） 第104条 系統連系希望者と一般送配電事業者は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。 （連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一～五（略） 2 一般送配電事業者は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。	（工事費負担金契約の締結等） 第103条（略） 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者等が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者等は、前項ただし書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。 （連系等の実施） 第104条 系統連系希望者と一般送配電事業者等は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。 （連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。 一～五（略） 2 一般送配電事業者等は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。	（発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金） 第106条（略） 2 一般送配電事業者は、前項第1号の規定による工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。	（発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金） 第106条（略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項第1号の規定による工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。				
				（同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合） 第108条 系統連系希望者が、自らが維持し、及び運用する発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の規定は適用しない。	（同一法人である一般送配電事業者等に発電設備等の連系等を希望する場合） 第108条 系統連系希望者が、自らが維持し、及び運用する発電設備等について、一般送配電事業者等として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の規定は適用しない。		
						（受付・回答状況の共有） 第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務（ただし、最大受電電力が50キロワット以上の発電設備等の案件に限る。）について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日（回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。）を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。	（受付・回答状況の共有） 第109条 一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者及び配電電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務（ただし、最大受電電力が50キロワット以上の発電設備等の案件に限る。）について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日（回答予定日及び回答日（回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。）を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。
				2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込み	2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込		

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
を本機関に書面にて報告しなければならない。		みを本機関に書面にて報告しなければならない。	
3 一般送配電事業者は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。	3 一般送配電事業者等は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。	(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)	
第111条 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を送付する。	第111条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を送付する。	2 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認したときは、その旨を本機関に通知する。	2 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認したときは、その旨を本機関に通知する。
3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を送付する。	3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を送付する。	(本機関が受け付けた接続検討)	
第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。	第112条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。	2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。	2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。
3 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。	3 一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。	(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)	
第113条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して、業務規程第74条第1項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。	第113条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。	2 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。	2 一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。
(事前検討の申込み及び受付)	(事前検討の申込み及び受付)	第114条 (略)	
2 一般送配電事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	2 一般送配電事業者等は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、事前検討を速やかに依頼する。	
(事前検討の申込みに対する検討及び回答)	(事前検討の申込みに対する検討及び回答)	第115条 一般送配電事業者等は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要なとなる工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
2	一般送配電事業者は、前項の検討を完了したときは、系統連系希望者に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。	2	一般送配電事業者等は、前項の検討を完了したときは、系統連系希望者に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。
（需要設備に関する契約申込み及び受付） 第116条（略）		（需要設備に関する契約申込み及び受付） 第116条（略）	
2	一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。	2	一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者及び第4項に規定する関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。
3	一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	3	一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
（新設） 第117条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、契約申込みに対する検討を速やかに依頼する。		（新設） 第117条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、契約申込みに対する検討を速やかに依頼する。	
（需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答） 第117条 一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。		（需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答） 第117条 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。	
2	一般送配電事業者は、前項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。	2	一般送配電事業者等は、前項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。
一～八（略）		一～八（略）	
（需要設備に関する系統アクセス業務における工事費負担金） 第118条（略）		（需要設備に関する系統アクセス業務における工事費負担金） 第118条（略）	
2	一般送配電事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。	2	一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。
（同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合） 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者等として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条の規定は準用しない。		（同一法人である一般送配電事業者等の需要設備への電気の供給を行う場合） 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者等として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条の規定は準用しない。	
（系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み） 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。		（系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み） 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者等であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者等に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。	
2（略）		2（略）	
（電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付） 第120条の2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要な事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 （新設）		（電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付） 第120条の2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要な事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 （新設）	
2	一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付	2	一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
		けた場合であって、<u>電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。以下、この節において同じ。）が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第１２０条の４第１項第１号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</u>	
（電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料） 第１２０条の３ 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第３項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。 ２ 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。 ３ （略） ４ 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。		（電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料） 第１２０条の３ 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第３項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。 ２ 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者等はその旨を通知しなければならない。 ３ （略） ４ 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。	
（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第１２０条の４ 一般送配電事業者は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。 一 一般送配電事業者が、第１２０条の２の規定による申込みの受付後、当該送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 二 一般送配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 三 （略） 四 一般送配電事業者が、第１２４条第２項に掲げる期間において、過去の事前相談の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合 五 一般送配電事業者が、第１２４条第２項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続（第１０７条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休止等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第８８条第１項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 六 一般送配電事業者が、業務規程第６８条の２第１項の要請による同条第３項の送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合 ２ 一般送配電事業者は、第１２０条の２の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始した場合は第１項第４号若しくは第５号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 ３ 一般送配電事業者は、第１項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第２項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその		（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第１２０条の４ 一般送配電事業者は、特別高圧の送電系統（特別高圧の送電系統の工事に關して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。 一 一般送配電事業者が、第１２０条の２第１項の規定による申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 二 一般送配電事業者及び配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 三 （略） 四 一般送配電事業者及び配電事業者が、第１２４条第２項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合 五 一般送配電事業者及び配電事業者が、第１２４条第２項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続（第１０７条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休止等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第８８条第１項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 六 一般送配電事業者及び配電事業者が、業務規程第６８条の２第１項の要請による同条第３項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合 ２ 一般送配電事業者は、第１２０条の２の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第１項第４号若しくは第５号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 ３ 一般送配電事業者は、第１項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第２項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
		理由を報告する。	
（電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守） 第 1 2 1 条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括検討プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがうものとする。 （新設）		（電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守等） 第 1 2 1 条 一般送配電事業者、配電事業者及び電源接続案件一括検討プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがうものとする。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの実施に関して相互に協力しなければならない。	
（電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等） 第 1 2 1 条の 2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの他の前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、第 1 項第 4 号又は第 5 号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。		（電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等） 第 1 2 1 条の 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの他の前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 4 号又は第 5 号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。	
2 一般送配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。		2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。	
（電源接続案件一括検討プロセスへの応募等） 第 1 2 2 条 電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者等に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。		（電源接続案件一括検討プロセスへの応募等） 第 1 2 2 条 電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者等に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。	
（系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付） 第 1 2 2 条の 2 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。		（系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付） 第 1 2 2 条の 2 一般送配電事業者等は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。	
2 一般送配電事業者は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。		2 一般送配電事業者等は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。	
3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 3 条に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。		3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 3 条に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。	
4 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 3 条に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。		4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 3 条に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。	
5 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施するときは、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。		5 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施するときは、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。	
6 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第 1 2 2 条の 5 に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知す		6 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第 1 2 2 条の 5 に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
る。 7 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。		する。 7 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	
（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討） 第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請に、接続検討の内容を前提に、接続検討の回答について検討を実施する。		（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討） 第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。	
2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。		2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。	
（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答） 第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。		（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答） 第122条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。	
（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間） 第122条の5 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。		（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間） 第122条の5 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。	
（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集） 第122条の6 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。		（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集） 第122条の6 一般送配電事業者及び配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。	
（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等） 第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者に対し、再接続検討の申込みを行う。 2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額（以下「負担可能上限額」という。）を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。		（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等） 第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者等に対し、再接続検討の申込みを行う。 2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額（以下「負担可能上限額」という。）を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。	
（系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等） 第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項の規定による募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が必要ない場合は除く。）を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。 3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領し		（系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等） 第122条の8 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が必要ない場合は除く。）を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。 3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領し	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
た場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が必要な場合は除く。）を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。 4 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 5 一般送配電事業者は、再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の12に定める回答期限内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。 6 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。		した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が必要な場合は除く。）を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。 4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。 5 一般送配電事業者等は、再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の12に定める回答期限内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。 6 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	
（電源接続案件一括検討プロセスの保証金） 第122条の9 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要な書類を送付する。 一・二 （略） 2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 一・二 （略） 3 （略） 4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。 一～四 （略）		（電源接続案件一括検討プロセスの保証金） 第122条の9 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要な書類を送付する。 一・二 （略） 2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等^二にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 一・二 （略） 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。 一～四 （略）	
（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討） 第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。 3 （略）		（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討） 第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。 3 （略）	
（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答） 第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。		（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答） 第122条の11 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。	

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間) 第 1 2 3 条の 1 2 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から 3 か月以内に行うものとする。	(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間) 第 1 2 3 条の 1 2 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から 3 か月以内に行うものとする。
(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み) 第 1 2 3 条 第 1 2 2 条の 1 1 の規定による回答又は第 1 2 3 条の 9 の規定による通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。	(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み) 第 1 2 3 条 第 1 2 2 条の 1 1 の規定による回答又は第 1 2 3 条の 9 の規定による通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者等に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。
2 前項の規定により申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。ただし、第 1 2 3 条の 9 の規定による通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。	2 前項の規定により申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者等と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。ただし、第 1 2 3 条の 9 の規定による通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。
(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付) 第 1 2 3 条の 2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。	(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付) 第 1 2 3 条の 2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。
1・2 (略)	1・2 (略)
2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。	2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。
3 一般送配電事業者は、契約申込みを受け付けた場合は、第 9 8 条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。	3 一般送配電事業者等は、契約申込みを受け付けた場合は、第 9 8 条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討) 第 1 2 3 条の 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。	(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討) 第 1 2 3 条の 3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。
2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求めめる情報が必要となる理由を説明しなければならない。	2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求めめる情報が必要となる理由を説明しなければならない。
(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答) 第 1 2 3 条の 4 一般送配電事業者は、前条第 1 項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。	(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答) 第 1 2 3 条の 4 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。
2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。	2 一般送配電事業者等は、正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）
（電源接続案件一括検討プロセスの完了） 第 1 2 3 条の 5 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。 一 一般送配電事業者と系統連系希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金が確認されたとき 二・三 （略） 2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。	（電源接続案件一括検討プロセスの完了） 第 1 2 3 条の 5 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。 一 一般送配電事業者等と系統連系希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金が確認されたとき 二・三 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。
（電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割） 第 1 2 3 条の 6 一般送配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プロセスを開始しているものとして取扱う。 （電源接続案件一括検討プロセスの期間） 第 1 2 3 条の 7 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始日から原則として 1 年以内に、同プロセスを完了させるものとする。 （電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第 1 2 3 条の 8 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができる。 一・二 （略） 2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。 4 一般送配電事業者は、業務規程第 8 9 条の規定により、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。	（電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割） 第 1 2 3 条の 6 一般送配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プロセスを開始しているものとして取扱う。 （電源接続案件一括検討プロセスの期間） 第 1 2 3 条の 7 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始日から原則として 1 年以内に、同プロセスを完了させるものとする。 （電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第 1 2 3 条の 8 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができる。 一・二 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第 8 9 条の規定により、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。
（電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略） 第 1 2 3 条の 9 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないとは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。 （電源廃止等により 1 0 万キロワット以上連系可能性が増加する場合の取扱い） 第 1 2 4 条 一般送配電事業者は、休業止等手続により、連系可能性が 1 0 万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休業止等手続により増加する連系可能性、増加する時期及び連系可能性が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトに公表する。 2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、この章の規定の適用については前	（電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略） 第 1 2 3 条の 9 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないとは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないとは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。 （電源廃止等により 1 0 万キロワット以上連系可能性が増加する場合の取扱い） 第 1 2 4 条 一般送配電事業者は、休業止等手続により、連系可能性が 1 0 万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休業止等手続により増加する連系可能性、増加する時期及び連系可能性が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトに公表する。 2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、この章の規定の適用については前

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
公表した日より1 2か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。		項の規定により公表した日より1 2か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。	
(系統アクセス業務の回答)		(系統アクセス業務の回答)	
第1 3 2条 一般送配電事業者は、この章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない。		第1 3 2条 一般送配電事業者及び配電事業者は、この章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない。	
2 一般送配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、この章に定める事項のほかに、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。		2 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、この章に定める事項のほかに、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。	
(申込み・回答様式)		(申込み・回答様式)	
第1 3 3条 一般送配電事業者は、本機関が定めた系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。		第1 3 3条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が定めた系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。	
2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。		2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者が、再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者及び配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。	
(申込窓口の公表)		(申込窓口の公表)	
第1 3 4条 一般送配電事業者は、系統アクセス業務及び第7 2条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。		第1 3 4条 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統アクセス業務及び第7 2条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。	
(系統連系技術要件)		(系統連系技術要件)	
第1 3 5条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備（ただし、別表7－1の上欄に掲げる供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。）について、別表7－2及び別表7－3の上欄に定める供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。		第1 3 5条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備（ただし、別表7－1の上欄に掲げる供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。）について、一般送配電事業者の供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。）について、別表7－2及び別表7－3の上欄に定める一般送配電事業者の供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。	
一・二（略）		一・二（略）	
別表7－1 別表7－2及び別表7－3に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備		別表7－1 別表7－2及び別表7－3に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備	
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
発電容量	1 0万kW以上	3．5万kW以上	1 0万kW以上
※（略）		※（略）	
別表7－2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等		別表7－2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等	
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
G Fの速度調定率	4 %以下	4 %以下	5 %以下
G Fの幅	5 %以上	8 %以上	5 %以上
L F Cの出力変化速度	毎分5 %以上	毎分5 %以上	毎分5 %以上
L F Cの幅	± 5 %以上	± 8 %以上	± 5 %以上
E D Cの出力変化速度	毎分5 %以上	毎分5 %以上	毎分5 %以上
E D CとL F Cを同時に	毎分1 0 %以上	毎分1 0 %以上	毎分1 0 %以上

変 更 前（変更点に下線）				変 更 後（変更点に下線）			
行う際の出力変化速度				行う際の出力変化速度			
EDC・LFCを可能とする最低出力	5 0 %以下	5 0 %以下	5 0 %以下	EDC・LFCを可能とする最低出力	5 0 %以下	5 0 %以下	5 0 %以下
DSS（日間起動停止）	要（8時間以内）	要（3．5時間以内）	要（8時間以内）	DSS（日間起動停止）	要（8時間以内）	要（3．5時間以内）	要（8時間以内）
周波数変動補償（不感帯）	要（±0．1 H z 以内）	要（±0．1 H z 以内）	要（±0．2 H z 以内）	周波数変動補償（不感帯）	要（±0．1 H z 以内）	要（±0．1 H z 以内）	要（±0．2 H z 以内）
出力低下防止	要	要	要	出力低下防止	要	要	要
※（略）				※（略）			
別表 7－3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル以外の発電方式の発電設備の仕様等							
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
GFの速度調定率	4 %以下	4 %以下	5 %以下	GFの速度調定率	4 %以下	4 %以下	5 %以下
GFの幅	3 %以上	5 %以上	3 %以上	GFの幅	3 %以上	5 %以上	3 %以上
LFCの出力変化速度	毎分 1 %以上	毎分 2 %以上	毎分 1 %以上	LFCの出力変化速度	毎分 1 %以上	毎分 2 %以上	毎分 1 %以上
LFCの幅	± 5 %以上	± 5 %以上	± 5 %以上	LFCの幅	± 5 %以上	± 5 %以上	± 5 %以上
EDCの出力変化速度	毎分 1 %以上	毎分 2 %以上	毎分 1 %以上	EDCの出力変化速度	毎分 1 %以上	毎分 2 %以上	毎分 1 %以上
EDCとLFCを同時に 行う際の出力変化速度	毎分 1 %以上	毎分 2 %以上	毎分 1 %以上	EDCとLFCを同時に 行う際の出力変化速度	毎分 1 %以上	毎分 2 %以上	毎分 1 %以上
EDC・LFCを可能とする最低出力	3 0 %以下	3 0 %以下	3 0 %以下	EDC・LFCを可能とする最低出力	3 0 %以下	3 0 %以下	3 0 %以下
DSS（日間起動停止）	－	要（4時間以内）	－	DSS（日間起動停止）	－	要（4時間以内）	－
周波数変動補償（不感帯）	要（±0．1 H z 以内）	要	要（±0．2 H z 以内）	周波数変動補償（不感帯）	要（±0．1 H z 以内）	要	要（±0．2 H z 以内）
※（略）				※（略）			
（送電系統への連系等に係わる技術要件の公表） 第 1 3 5 条の 2 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。				（送電系統への連系等に係わる技術要件の公表） 第 1 3 5 条の 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件すべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。			
（本機関の系統アクセス業務等への協力） 第 1 3 6 条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第 1 0 3 条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。				（本機関の系統アクセス業務等への協力） 第 1 3 6 条 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第 1 0 3 条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じ、これに応じなければならない。			
2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第 1 0 1 条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。				2 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第 1 0 1 条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の改善策の検討に協力しなければならない。			
（一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則） 第 1 3 7 条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電				（一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則） 第 1 3 7 条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電			

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
一般送配電事業者が調達したF I T 電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により電力販売を行う電力調達が係る場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達が係る合意がある場合及び同一事業者により電力調達が係る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 3 発電契約者並びにF I T 電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。 一 一般送配電事業者からの系統運用上の必要性に基づき要請があった場合 二 （略）		一般送配電事業者又は配電事業者が調達したF I T 電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が係る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 3 発電契約者並びにF I T 電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。 一 一般送配電事業者又は配電事業者からの系統運用上の必要性に基づき要請があった場合 二 （略）	
（需要抑制契約者による計画の提出） 第139条の2 需要抑制契約者は、供給区域ごとに、別表8－3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン（以下「需要抑制計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。 2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達が係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達が係る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 四 （略） 3 （略）		（需要抑制契約者による計画の提出） 第139条の2 需要抑制契約者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8－3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン（以下「需要抑制計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。 2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が係る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。） 四 （略） 3 （略）	
（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 F I T 法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の		（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画（この条においては全て翌日計画	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者又は配電事業者は、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第59号）による改正前のF I T法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であって、特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一 太陽光電源又は風力電源の場合 ア （略） イ 一般送配電事業者は、この号アの規定により特例契約者等が作成した様式に、日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時までに、入力した値について見直し、再入力する。 二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合 ア （略） イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、この号アの特例発電計画の妥当性を確認する。 2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。 3 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、あらかじめ公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的にに取りまとめて公表するものとする。		を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第59号）による改正前の再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であって、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一 太陽光電源又は風力電源の場合 ア （略） イ 一般送配電事業者及び配電事業者は、この号アの規定により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時までに、入力した値について見直し、再入力する。ただし、配電事業者が発電計画の値を入力する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が入力することができる。 二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合 ア （略） イ 一般送配電事業者及び配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、この号アの特例発電計画の妥当性を確認する。ただし、配電事業者が妥当性を確認する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が妥当性を確認することができる。 2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、あらかじめ定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的にに取りまとめて公表するものとする。	
（一般送配電事業者による計画等の提出） 第141条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のF I T電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後（ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。）		（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出） 第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号（配電事業者にあつては、第2号を除く。）掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。 一・二 （略） 三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のF I T電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後（ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
（特定送配電事業者による情報提出） 第142条 特定送配電事業者（一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、この条において同じ。）は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、<u>供給区域</u>の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。 2 （略）	（特定送配電事業者による情報提出） 第142条 特定送配電事業者（一般送配電事業者又は配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、この条において同じ。）は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、<u>供給地点</u>の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。 2 （略）	（特定送配電事業者による情報提出） 第142条 特定送配電事業者（一般送配電事業者又は配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、この条において同じ。）は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、<u>供給地点</u>の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。 2 （略）	
		（追加資料の提出） 第143条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。 一～三 （略） 2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項の規定により、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求めらなければならない。	
		（計画の変更） 第144条 （略） 2 発電契約者は、別表8－2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する発電設備設置者を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。	
（本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約） 第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者（ただし、送電事業者を除く。）は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。	（本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約） 第149条 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者（ただし、送電事業者を除く。）は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。	本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約） 第149条 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者（ただし、送電事業者を除く。）は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。	
		第10章 一般送配電事業者の系統運用等 （系統運用業務） 第150条 一般送配電事業者は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用（以下「系統運用」という。）に関する業務を行う。 2 （略）	
		第10章 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等 （系統運用業務） 第150条 一般送配電事業者及び配電事業者は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用（以下「系統運用」という。）に関する業務を行う。 2 （略）	
（系統運用上の系統構成の決定） 第151条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、系統構成を決定する。 一～五 （略） （電力系統の監視） 第152条 一般送配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。 一～四 （略） （新設） 五～七 （略）	（系統運用上の系統構成の決定） 第151条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、系統構成を決定する。 一～五 （略） （電力系統の監視） 第152条 一般送配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。 一～四 （略） （新設） 五～七 （略）	（系統運用上の系統構成の決定） 第151条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、系統構成を決定する。 一～五 （略） （電力系統の監視） 第152条 一般送配電事業者及び配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。 一～四 （略） 五 特定卸供給事業者の電気の供給量及び供給余力に関する状況 六～八 （略）	
		2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第2条の12第1項に規定する必要供給力（法第	
		2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第2条の12第1項に規定する必要	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
2 7 条の2 6 第2 項において準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。	な供給力（法第2 7 条の2 6 第2 項において準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。		
3 一般送配電事業者は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の同時同量の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。	3 一般送配電事業者及び配電事業者は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。		
4 一般送配電事業者は、前2 項に掲げる場合は、速やかに本機関に報告するものとする。	4 一般送配電事業者及び配電事業者は、前2 項に掲げる場合は、速やかに本機関に報告するものとする。		
(潮流調整)			
第1 5 3 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。	第1 5 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。		
一 （略）	一 （略）		
二 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。）	二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。）		
2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、連系統は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。	2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系統は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。		
(電力系統に異常発生が予想されるとき的事前措置)			
第1 5 4 条 一般送配電事業者は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。	第1 5 4 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。		
一～三 （略）	一～三 （略）		
2 一般送配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。	2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。		
一～四 （略）	一～四 （略）		
五 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整	五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整		
六 （略）	六 （略）		
3 一般送配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。	3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。		
4 一般送配電事業者は、第2 項の措置を講じる場合において、広域連系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。	4 一般送配電事業者及び配電事業者は、第2 項の措置を講じる場合において、広域連系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。		
(電力系統の異常発生時の措置)			
第1 5 5 条 一般送配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。	第1 5 5 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。		
一 （略）	一 （略）		

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
二 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 三～五 （略）	二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 三～五 （略）	二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 三～五 （略）	
		(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整) 第 1 5 6 条 一般送配電事業者は、前条第 3 号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。 (電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第 1 5 7 条 一般送配電事業者は、第 1 5 5 条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 (電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置) 第 1 5 8 条 一般送配電事業者又は配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者又は配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者又は配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者又は配電事業者へ連絡する。 2 一般送配電事業者又は配電事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。 3 一般送配電事業者又は配電事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに一般送配電事業者又は配電事業者に連絡する。	
		(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置) 第 1 5 8 条 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。 2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。 3 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに一般送配電事業者に連絡する。	
(周波数の維持) 第 1 5 9 条 一般送配電事業者は、法第 2 6 条第 1 項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める（以下「周波数調整」という。）。 (周波数調整の方法) 第 1 6 0 条 一般送配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。 (短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請) 第 1 6 1 条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。 2 （略）	(周波数の維持) 第 1 5 9 条 一般送配電事業者は、法第 2 6 条第 1 項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める（以下「周波数調整」という。）。 (周波数調整の方法) 第 1 6 0 条 一般送配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。 (短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請) 第 1 6 1 条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。 2 （略）	(周波数の維持) 第 1 5 9 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、法第 2 6 条第 1 項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める（以下「周波数調整」という。）。 (周波数調整の方法) 第 1 6 0 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。 (短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請) 第 1 6 1 条 一般送配電事業者は、翌日の一般送配電事業者の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。 2 （略）	
		(短周期広域周波数調整のための協力) 第 1 6 3 条 一般送配電事業者は、本機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならない。	
		(短周期広域周波数調整のための協力) 第 1 6 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならない。	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）					
(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額) 第164条 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決定する。	(異常時の周波数調整) 第165条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が継続するおそれがある場合は（以下「周波数異常時」という。）、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止（揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、この条において同じ。） 二・三 （略）	(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額) 第164条 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者及び配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決定する。	(異常時の周波数調整) 第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合は（以下「周波数異常時」という。）、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止（揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、この条において同じ。） 二・三 （略）				
				(周波数異常時の発電機の出力の調整) 第166条 一般送配電事業者は、前条第2号の発電機の場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を対象とする。	(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。ただし、同条に定める周波数調整では周波数を維持することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	(上げ調整力の活用) 第169条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者があらかじめ確保した調整力の活用 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の起動	(上げ調整力の活用) 第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者があらかじめ確保した調整力の活用 二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の起動
(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)		(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)					

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できず、必要の抑制又は遮断を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、必要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うに当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者間の公平性に配慮する。 3 一般送配電事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となる電気事業者に対して当該措置を講じた理由を説明する。	第172条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できず、必要の抑制又は遮断を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、必要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置を行うに当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。	(下げ調整力の活用) 第173条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等による供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法 ア～ウ (略) 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法 ア～ウ (略)	(下げ調整力の活用) 第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等による供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法 ア～ウ (略) 二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法 ア～ウ (略)
(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがある場合は、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法（第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。） ア～ウ (略) 二～七 (略) 2 一般送配電事業者は、前項各号の措置の実施に要する時間等を考慮した上で、関係する電気供給事業者に対し、実施に必要となる要請又は指令を行う。	(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがある場合は、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法（第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。） ア～ウ (略) 二～七 (略) 2 一般送配電事業者は、前項各号の措置の実施に要する時間等を考慮した上で、<u>配電事業者及び関係する電気供給事業者</u>に対し、実施に必要となる要請又は指令を行う。	(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者（以下、この節において「発電契約者等」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。 (緊急時の出力抑制) 第176条 一般送配電事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第174条第1項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。	(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者（以下、この節において「発電契約者等」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。 (緊急時の出力抑制) 第176条 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第174条第1項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。 (長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整) 第177条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力がある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、第174条第1項第2号に規定する長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を要請することができる。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
2（略）		2（略）	
（長周期広域周波数調整のための協力） 第179条 一般送配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合、実需給日の前日16時までに、算出結果を本機関に通知しなければならない。 （長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算） 第181条 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者は、受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金を基に、当事者間の協議により決定する。 （下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請） 第182条 一般送配電事業者は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれがある場合は、本機関に対し、業務規程第111条に定める指示を行うよう要請することができる。 2（略） （自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。 一（略） 二 一般送配電事業者が講じた第173条の措置の具体的内容 三・四（略） （発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号（ただし、第2号及び第6号を除く。）の出力抑制の対象となる発電設備の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前の各号について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時に説明を行えば足りるものとする。 一～三（略） 3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、前項のとする。 （発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告） 第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 （電圧調整） 第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。）第38条第1項に定める範囲内に維持するよう努める（以下「電圧調整」という。）。	（長周期広域周波数調整のための協力） 第179条 一般送配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、原則として、実需給日の前日16時までに、算出結果を本機関に通知しなければならない。 （長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算） 第181条 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金を基に、当事者間の協議により決定する。 （下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請） 第182条 一般送配電事業者は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれがある場合は、本機関に対し、業務規程第111条に定める指示を行うよう要請することができる。 2（略） （自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。 一（略） 二 一般送配電事業者が講じた第173条の措置の具体的内容 三・四（略） （発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号（ただし、第2号及び第6号を除く。）の出力抑制の対象となる発電設備の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三（略） 3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、前項の説明を行うものとする。 （発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告） 第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 （電圧調整） 第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。）第38条第1項に定める範囲内に維持するよう努める（以下「電圧調整」という。）。	（長周期広域周波数調整のための協力） 第179条 一般送配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、原則として、実需給日の前日16時までに、算出結果を本機関に通知しなければならない。 （長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算） 第181条 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者及び配電事業者は、受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金を基に、当事者間の協議により決定する。 （下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請） 第182条 一般送配電事業者は、供給区域の下げ代不足又は下げ代不足のおそれがある場合は、本機関に対し、業務規程第111条に定める指示を行うよう要請することができる。 2（略） （自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項は速やかに、第4号に掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。 一（略） 二 一般送配電事業者又は配電事業者が講じた第173条の措置の具体的内容 三・四（略） （発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第184条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項各号（ただし、第2号及び第6号を除く。）の出力抑制の対象となる発電設備の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三（略） 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、前項の説明を行うものとする。 （発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告） 第185条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 （電圧調整） 第186条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則第38条第1項に定める範囲内に維持するよう努める（以下「電圧調整」という。）。	

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
一～五 (略) 2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。 3 一般送配電事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。	(運用目標値の設定) 第187条 一般送配電事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。 一～五 (略) (異常時の電圧調整) 第188条 一般送配電事業者は、第186条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するためには、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施に当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者間の公平性に配慮する。	一～五 (略)	2 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。
		(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令のための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一・二 (略) 2 一般送配電事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。 (給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実にを行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、変更し又は実施を遅らせてはならない。ただし、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。 (異常時の給電指令の理由等の通知) 第193条 一般送配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令は、給電指令の受	(運用目標値の設定) 第187条 一般送配電事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。 一～五 (略) (異常時の電圧調整) 第188条 一般送配電事業者は、第186条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するためには、必要のために必要ときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施に当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
一・二 (略) (給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者も当事者に含めるものとする。	(給電指令) 第189条 一般送配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転（操作又は停止を含む。以下同じ。）、電力設備の作業中止その他の必要な事項に関する指令（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。）を行う。 一・二 (略)	(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者及び配電事業者も当事者に含めるものとする。	(給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第190条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者及び配電事業者も当事者に含めるものとする。
(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一・二 (略) 2 一般送配電事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。 (給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実にを行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、変更し又は実施を遅らせてはならない。ただし、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。 (異常時の給電指令の理由等の通知) 第193条 一般送配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令は、給電指令の受	(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者及び配電事業者も当事者に含めるものとする。	(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者及び配電事業者も当事者に含めるものとする。	(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者及び配電事業者も当事者に含めるものとする。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）																													
令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。		は、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。																													
2	一般送配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者からの電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。	2	一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者からの電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。																												
(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)		(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)																													
第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書の規定にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。		第196条 特定の一般送配電事業者の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書の規定にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出すること。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。																													
(緊急時の発電機の出力の調整)		(緊急時の発電機の出力の調整)																													
第221条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるようオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。		第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。																													
(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)		(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)																													
第229条 (略)		第229条 (略)																													
2 電気供給事業者（一般送配電事業者を除く。この章において、以下同じ。）は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実にを行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。		2 電気供給事業者（配電事業者を含み、一般送配電事業者を除く。以下この章において同じ。）は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実にを行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。																													
(作業停止計画の原案の提出)		(作業停止計画の原案の提出)																													
第230条 (略)		第230条 (略)																													
2	(略)	2	(略)																												
3	一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要ときは、作業停止計画提出者とあらかじめ合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。	3	一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要ときは、作業停止計画提出者とは、作業停止計画提出者とあらかじめ合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。																												
4	(略)	4	(略)																												
別表12-1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日（※1、※2）		別表12-1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日（※1、※2）																													
<table><tr><th></th><th>年間計画 (翌年度・翌々年度)</th><th>月間計画 (翌月・翌々月)</th><th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th></tr><tr><td>原案</td><td>毎年10月末頃</td><td>毎月1日頃</td><td rowspan="3">不定期 (速やかに)</td></tr><tr><td>調整案</td><td>毎年12月末頃</td><td>毎月10日頃</td></tr><tr><td>最終案</td><td>毎年2月中旬</td><td>毎月中旬</td></tr></table>			年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬	<table><tr><th></th><th>年間計画 (翌年度・翌々年度)</th><th>月間計画 (翌月・翌々月)</th><th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th></tr><tr><td>原案</td><td>毎年10月末頃</td><td>毎月1日頃</td><td rowspan="3">不定期 (速やかに)</td></tr><tr><td>調整案</td><td>毎年12月末頃</td><td>毎月10日頃</td></tr><tr><td>最終案</td><td>毎年2月中旬</td><td>毎月中旬</td></tr></table>			年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止																												
原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)																												
調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃																													
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬																													
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止																												
原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)																												
調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃																													
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬																													
※1 電力設備の作業停止計画については、当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。		※1 電力設備の作業停止計画については、当該電力設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。																													
※2 (略)		※2 (略)																													

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）			変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）			
別表 1 2－2 作業停止計画の提出者及び提出先			別表 1 2－2 作業停止計画の提出者及び提出先			
対象設備	計画提出者	提出先	対象設備	計画提出者	提出先	
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	本機関	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の 供給区域の一般送配電事業者	
発電設備の 作業停止計画	発電計画提出者		発電設備の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関	
(作業実施の手続)			(作業実施の手続)			
第 2 4 3 条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第 1 9 1 条の規定により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。			第 2 4 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第 1 9 1 条の規定により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。			
2 一般送配電事業者と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。			2 一般送配電事業者又は配電事業者と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停止の開始時刻及び終了時刻及び終了時刻を相互に確認する。			
3 一般送配電事業者は、作業を中止する場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。			3 一般送配電事業者又は配電事業者は、作業を中止する場合、作業開始を見合せる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。			
4 (略)			4 (略)			
(系統情報の公表)			(系統情報の公表)			
第 2 4 5 条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。			第 2 4 5 条 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。			
2 業務規程第 1 6 8 条第 2 項で規定した本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者及び送電事業者が公表すべき内容については、一般送配電事業者が公表する。			2 業務規程第 1 6 8 条第 2 項で規定した本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が公表すべき内容については、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が公表する。			
3 (略)			3 (略)			
(スイッチング支援システム)			(スイッチング支援システム)			
第 2 4 7 条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧 F I T 電源（F I T 電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者及び低圧 F I T 卒業電源（F I T 電源契約の実績がある電源で、F I T 電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。ただし、第 3 号の使用量情報照会については、契約電力 5 0 0 キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。			第 2 4 7 条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧 F I T 電源（F I T 電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者及び低圧 F I T 卒業電源（再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約の実績がある電源で、その特定契約が終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。ただし、第 3 号の使用量情報照会については、契約電力 5 0 キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。			
一～七 (略)			一～七 (略)			
2 (略)			2 (略)			
3 この章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。			3 この章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。			
(一般送配電事業者による連携システムの開発)			(一般送配電事業者及び配電事業者による連携システムの開発)			
第 2 4 8 条 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。			第 2 4 8 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。			
(供給地点特定番号検索)			(供給地点特定番号検索)			
第 2 5 0 条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上では必要がある場合には、スイッチ			第 2 5 0 条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上では必要がある場合には、スイッチ			

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
ング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。	ング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。	ング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。	
		(供給地点設備情報照会) 第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。	
(供給地点設備情報照会) 第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。	(使用量情報照会) 第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。 3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基つき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。 4 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。 5 一般送配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。	(使用量情報照会) 第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。 3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基つき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者又は配電事業者に送付するものとする。 4 一般送配電事業者及び配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。 5 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。	
		(託送供給契約の切替え) 第254条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者（以下「現小売電気事業者」という。）から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約（以下「小売供給契約」という。）を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み（以下「スイッチング開始申込み」という。）を行う（以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。）。 2 (略) 3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日（以下「マッチング日」という。）以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日（以下「スイッチング希望日」という。）において、託送供給契約の切替えを行う。ただし、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降とならない。	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第262条までの規定は適用しない。	第262条までの規定は適用しない。	支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までの規定は適用しない。	
（災害等扶助交付金の交付申請）	（災害等扶助交付金の交付申請）	（災害等扶助交付金の交付申請）	
第267条の6 一般送配電事業者及び送電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。	第267条の6 一般送配電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。	第267条の6 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。	
（電力需給等に関する情報の本機関への提出）	（電力需給等に関する情報の本機関への提出）	（電力需給等に関する情報の本機関への提出）	
第268条 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。	第268条 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。	第268条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。	
一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績（ただし、離島における周波数の実績は除く。）	一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績（ただし、離島等における周波数の実績は除く。）	一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績（ただし、離島等における周波数の実績は除く。）	
ア～エ （略）	ア～エ （略）	ア～エ （略）	
二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条の規定により電圧を測定した地点数並びに別表16－1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率	二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条の規定により電圧を測定した地点数並びに別表16－1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率	二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、電気事業法施行規則第39条の規定により電圧を測定した地点数並びに別表16－1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率	
三・四 （略）	三・四 （略）	三・四 （略）	
2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。	2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。	2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び第27条の12の13において準用する第26条第3項並びに電気事業法施行規則第39条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。	
（事業者コード等の申請）	（事業者コード等の申請）	（事業者コード等の申請）	
第269条 （略）	第269条 （略）	第269条 （略）	
2 （略）	2 （略）	2 （略）	
3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。	3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。	3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者及び配電事業者に通知する。	
（供給区域のインバランス量の提出）	（供給区域のインバランス量の提出）	（供給区域のインバランス量の提出）	
第271条 一般送配電事業者は、算定が完了した供給区域のインバランス量を、原則として算定期間の翌々月の第4営業日までに、本機関に提出しなければならない。	第271条 一般送配電事業者は、算定が完了した供給区域のインバランス量を、原則として算定期間の翌々月の第4営業日までに、本機関に提出しなければならない。	第271条 一般送配電事業者は、算定が完了した供給区域のインバランス量を、原則として算定期間の翌々月の第4営業日までに、本機関に提出しなければならない。	
附則（平成28年4月1日）	附則（平成28年4月1日）	附則（平成28年4月1日）	
（同時同量に関する特別措置）	（同時同量に関する特別措置）	（同時同量に関する特別措置）	
第4条 実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、供給区域ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。	第4条 実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、供給区域ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。	第4条 実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。	
2・3 （略）	2・3 （略）	2・3 （略）	
4 第143条に定める一般送配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。	4 第143条に定める一般送配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。	4 第143条に定める一般送配電事業者又は配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。	
5 （略）	5 （略）	5 （略）	
別表1 需給計画の提出	別表1 需給計画の提出	別表1 需給計画の提出	別表1 需給計画の提出

変 更 後 (変更点に下線)												
	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画		提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	
	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※1)	随時		提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※1)
	提出内容	需要電力	各月 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	本機関が指定する2点の時刻の日の別の需要電力	30分ごとの 需要電力 量		30分ごとの 需要電力 量				
			供給電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力		需要電力に 対する供給 電力				
別表2 発電計画の提出												
	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画		提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	
	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※1)	随時		提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※1)
	提出する 発電地点別 発電計画	各月 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	日別の 供給電力の 最大値と予想時刻及び 最小値と予想時刻	30分ごとの 供給電力 量	30分ごとの 供給電力 量		提出する 発電地点別 発電計画	各月 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	本機関が指定する2点の時刻の日の別の供給電力	30分ごとの 供給電力 量
	(※1) (略)											
附則 (平成29年9月6日) (更新計画の提出)												
第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画（30分単位の断面に限る。）を本機関に提出しなければならない。												
一 (略)												
二 事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用率が減少するとき												
三・四 (略)												

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）
2（略）		2（略）
附則（平成30年6月29日） （発電制約量の調整） 第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。	附則（平成30年6月29日） （発電制約量の調整） 第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。 <u>一般送配電事業者の供給区域の需給状況等</u> に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。	
2～7（略）		2～7（略）
附則（令和2年3月30日） （特定負担更新計画の提出） 第4条 特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。	附則（令和2年3月30日） （特定負担更新計画の提出） 第4条 特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。	
一（略） 二 事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき	一（略） 二 事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき	
三・四（略）	三・四（略）	
2（略）	2（略）	
（新設）	附則（令和 年 月 日） （施行期日） 第1条 本指針は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	

